

職員の給与に関する報告及び勧告

令和3年10月

千葉市人事委員会



3千人委第336号

令和3年10月4日

千葉県議会議長 川村博章様
千葉県市長 神谷俊一様

千葉県人事委員会

委員長 酒井正利

職員の給与に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

目 次

別紙第1 報告	1
1 職員の給与等	2
2 民間給与の調査	4
3 職員の給与と民間給与との比較	8
4 国家公務員等との給与比較	10
5 物価及び生計費	10
6 人事院の報告及び勧告の概要	11
むすび	15
1 給与の改定	15
2 人事・給与制度及びその他の勤務条件	15
3 公務員としての規律の保持	22
4 給与勧告制度の意義・役割	23
<参考>給与決定に関する諸原則	24
別紙第2 勧告	25
1 期末手当・勤勉手当	25
2 改定の実施時期	25
参考資料	
1 職員給与関係資料	27
2 民間給与関係資料	77
3 労働経済関係資料	96
<参考>給与勧告の流れ	98
<参考>職員給与と民間給与の比較方法（ラスパイレス方式）	99

報 告

人事委員会による給与勧告制度は、職員が労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

本委員会は、職員の人事・給与の専門的機関として、公民給与の精密な比較を行い、本市職員の給与水準を市内民間事業所の従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本とし、必要に応じて国等との均衡も考慮して、市議会及び市長に対して、報告及び勧告を行っている。

民間準拠を基本とする理由は、

- ① 職員の給与は、民間事業所の従業員の給与と異なり、市場原理による決定が困難であること
- ② 職員も勤労者であり、社会一般の情勢に適応した適正な給与の確保が必要であること
- ③ 職員の給与は市民の負担で賄われていること

などから、労使交渉等によってその時々を経済・雇用情勢等を反映して決定される市内民間事業所の従業員の給与に職員の給与を合わせていくことが最も合理的であり、広く市民及び職員の理解と納得を得られる方法であると考えられるからである。

[給与勧告の流れ（98頁）参照]

以上の観点から、本委員会は、昨年10月と11月に、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与に関する報告及び勧告を行ったが、その後、引き続き職員の給与等の実態及び市内民間事業所の従業員の給与その他職員の給与を決定する諸条件について調査研究を行ってきた。

その結果の概要は、次のとおりである。

1 職員の給与等

本委員会は、本年4月1日を調査期日として「令和3年千葉県職員給与等実態調査」を実施した。

その結果は、次のとおりである。

本市職員（技能労務職員及び企業職員を除く。以下同じ。）は、「千葉県職員の給与に関する条例」により、従事する職務の種類に応じ、行政職、教育職、医療職及び特定任期付職員の4種類6給料表の適用を受けているが、当該調査によると、上記給料表の適用を受ける職員は、9,331人であり、平均給与月額等は以下のとおりである。

平均 給与 月額	給料	324,151円	平均年齢	39.3歳	
	扶養手当	7,012円	平均経年数	16.8年	
	管理職手当	8,778円	平均扶養親族数	0.7人	
	地域手当	50,995円	男女別構成比	男性	56.0%
	住居手当	7,009円		女性	44.0%
	その他	89円	学歴別構成比	大学卒	75.7%
	計	398,034円		短大卒	14.4%
高校卒				9.9%	
中学卒				0.0%	

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び切替えに伴う差額を含む。
 2 その他は、初任給調整手当及び単身赴任手当（基礎額）である。
 3 平均経年数には、特定任期付職員は含まれていない。
 4 再任用職員は含まれていない。
 5 男女別構成比、学歴別構成比は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

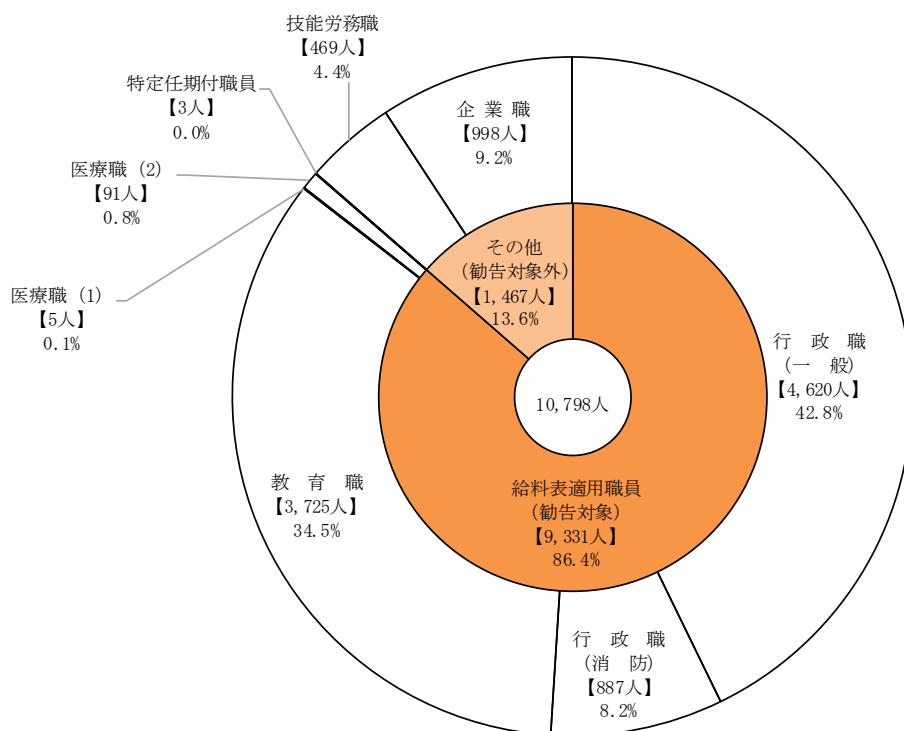
[参考資料第1表（28頁）参照]

(参考) 職員の手当制度の概要

手当の名称	制度の内容
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 行政職6級以下は6,500円、行政職7級は3,500円、行政職8級は0円 ・子 1人10,000円 ・父母等 行政職6級以下は1人6,500円、行政職7級は1人3,500円、行政職8級は0円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円を加算
管理職手当	・職制上の段階、職務の級等に応じて 45,700円～146,400円
地域手当	・給料、扶養手当及び管理職手当の合計額の15% (医師は16%) を支給
住居手当	・借家のみ家賃の額に応じて27,000円を限度に支給
初任給調整手当	・医師に対して一定期間48,100円～217,500円を支給
単身赴任手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等の住居から新たな勤務先までの距離が60km以上の場合 30,000円 (基礎額) ・移転後の住居から配偶者等の住居までの距離に応じて8,000円～70,000円を加算

(注) 各手当の平均支給額は、参考資料「1 職員給与関係資料」に掲載している。

(参考) 給料表別職員数割合 (再任用職員を除く。)



< 勸告対象職員について >

本委員会の給与勧告の対象は、行政職給料表、教育職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員である。

また、技能労務職員及び企業職員については、団体協約締結権を有することから、労働基本権制約の代償措置である給与勧告の対象外となっているが、職員給与等実態調査の対象としており、その結果は「1 職員給与関係資料」に参考として掲載している。

2 民間給与の調査

本委員会は、本市職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院、千葉県人事委員会等と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所395事業所（調査対象事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した100事業所について「令和3年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち87事業所において調査を完了した（調査完了率は87.0%）。

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種3,745人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査し、併せて、教育関係、研究関係等32職種141人についても同様の調査を行った（調査実人員計3,886人）。

また、手当の支給状況や給与改定の状況等について、本年も引き続き調査を行った。

＜層化無作為抽出法について＞

調査対象事業所を組織（本店・支店の別）、企業規模、産業によりグループ化（層化）し、各グループの中から標本を無作為に抽出する方法である。

その結果は、次のとおりである。

（1）職種別給与

民間における本年4月の事務・技術関係職種等の平均給与月額は、参考資料第11表（81頁）のとおりである。

（2）初任給

民間における新規学卒者の本年4月の初任給は、第1表のとおりであり、事務・技術関係職種にあっては、大学卒206,419円、短大卒188,100円、高校卒169,263円である。

第 1 表 職種別、学歴別初任給

職 種	学 歴	初 任 給	
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	206,419 円	
	短 大 卒	188,100 円	
	高 校 卒	169,263 円	
	新卒事務員	大 学 卒	204,423 円
		短 大 卒	186,245 円
		高 校 卒	168,332 円
	新卒技術者	大 学 卒	210,849 円
		短 大 卒	191,338 円
		高 校 卒	171,313 円

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、扶養(家族)手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

<参考>

本市職員の初任給 (行政(一般))	大 学 卒	206,885 円
	短 大 卒	184,805 円
	高 校 卒	169,280 円

(注) 金額は、給料と地域手当の合計額である。

(3) 扶養(家族)手当

民間における扶養(家族)手当の支給状況は、第2表のとおりであり、配偶者にあつては月額11,913円、配偶者と子2人にあつては月額23,910円である。

第 2 表 民間における扶養(家族)手当の支給状況

<参考>

扶養家族の構成	支 給 月 額	本市職員の扶養手当
配 偶 者	11,913円	6,500円
配 偶 者 と 子 1 人	18,222円 (6,309円)	16,500円 (10,000円)
配 偶 者 と 子 2 人	23,910円 (5,688円)	26,500円 (10,000円)

(注) 1 扶養(家族)手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

2 ()内の金額は、子が1人増えることにより増加する手当の額である。

備 考 本市職員の場合、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

(4) 特別給

民間における昨年8月から本年7月までの1年間に支払われた賞与等の特別給の支給状況は、第3表のとおりであり、平均給与月額との4.32月分に相当している。

第3表 民間における特別給の支給状況

項	目	事務・技術等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	374,619円
	上半期 (A2)	368,787円
特別給の支給額	下半期 (B1)	814,337円
	上半期 (B2)	794,435円
特別給の支給割合	下半期 ($\frac{B1}{A1}$)	2.17月分
	上半期 ($\frac{B2}{A2}$)	2.15月分
年間の平均		4.32月分

(注) 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは令和3年2月から令和3年7月までの期間をいう。

<参考>

本市職員の現行の支給月数	6月期	2.225月分
	12月期	2.225月分
	年間計	4.45月分

(5) 給与改定等の状況

民間における給与改定の状況は、第4表のとおりであり、一般の従業員（係員）でみると、ベースアップを実施した事業所の割合は17.5%（昨年23.2%）と昨年に比べて減少している。

また、民間における定期昇給の実施状況は、第5表のとおりであり、一般の従業員（係員）でみると、定期昇給を実施した事業所の割合は82.7%（昨年88.4%）と昨年に比べて減少している。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合が7.3%（同19.3%）と減少している一方、昨年に比べて変化なしとなっている事業所の割合は68.9%（同62.4%）と、増加している。

第4表 民間における給与改定の状況

（単位：％）

項目 役職段階	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	17.5	24.5	0.0	58.0
課 長 級	12.3	21.1	0.0	66.6

（注） 給与改定の内容は、事業所単位で集計した。

第5表 民間における定期昇給の実施状況

（単位：％）

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定 期 昇 給 中 止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変 化 な し			
係 員	82.7	82.7	7.3	6.5	68.9	0.0	17.3
課 長 級	68.0	68.0	5.2	5.1	57.7	0.0	32.0

- （注） 1 定期昇給の実施状況は、事業所単位で集計した。
 2 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
 3 「定期昇給実施」の欄は、昨年の定期昇給額（率）に比べて、本年の定期昇給額（率）が増額したか、減額したか、変化がないかを示している。

(6) 初任給の改定状況等

民間における初任給の改定状況等は、第6表のとおりであり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で29.9%（昨年33.7%）、高校卒で8.4%（同7.5%）となっている。また、新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で19.5%（同54.0%）と減少し、高校卒では28.0%（同25.4%）と増加している。

第6表 民間における初任給の改定状況等

（単位：％）

学歴	項目 新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	29.9	(19.5)	(80.5)	(0.0)	70.1
高校卒	8.4	(28.0)	(72.0)	(0.0)	91.6

(注) 1 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした事業所の割合である。

2 「初任給の改定状況」の欄は、昨年の初任給額に比べて、本年の初任給額を増額したか、据置きしたか、減額したかを示している。

3 職員の給与と民間給与との比較

(1) 比較の方法

本委員会は、上記の「令和3年千葉県職員給与等実態調査」及び「令和3年職種別民間給与実態調査」により、本市職員及び民間従業員の本年4月分の給与額を精確に把握した。

その上で、本市職員にあつては事務・技術関係職種、民間従業員にあつてはこれに相当する職種の者について、給与決定に重要な影響を与える要素である責任の度合（役職）、学歴、年齢を同じくする者をグループ化してそれぞれ平均給与額を算出し、その結果を本市職員の人員構成で加重平均することによって全体としての市民の給与較差を算出する、いわゆるラスパイレス方式により較差を算出した。この際の、本市職員と民間従業員の役職の対応関係は、第7表のとおりである。

この方式は、一般的と考えられる給与決定要素（責任の度合（役職）、学歴、年齢）の条件を合致させて同種・同等の者同士の給与を比較するものであり、条件の違いを一切考慮しない単純平均で比較する場合に比べて、より実態に則した比較をすることができることから、人事院や本委員会以外の人事委員会においても広く採用されており、公務員と民間の給与比較の方法として定着しているところである。

〔職員給与と民間給与の比較方法（ラスパイレス方式）（99頁）参照〕

第7表 本市職員の給与と民間給与の比較における対応関係

行政職給料表		企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模100人未満の事業所
8級	局長	支店長 工場長		
8級 7級	局長以外 部長、区長	部長		
7級	参事 技監	部次長	支店長、工場長 部長	
6級	課長	課長	部次長	支店長、工場長 部長、部次長
5級	課長補佐	課長代理	課長	課長
4級	主査	係長	課長代理	課長代理
3級	主任主事 主任技師	主任	係長	係長
2級 1級	主事 技師	係員	主任 係員	主任 係員

(2) 比較の結果

上記の方式により、本市職員と民間従業員の給与額を精密に比較した結果、第8表に示すとおり、本市職員の給与が、民間給与を0.02% (61円) 上回っていることが明らかとなった。

第8表 本市職員の給与と民間給与との較差

(職員の平均年齢 40.6歳、平均経験年数 18.3年)

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差	
		$\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100$	((A) - (B))
399,230 円	399,291 円	△0.02%	(△61 円)

- (注) 1 本市職員にあつては事務・技術関係職種(保育士等を除く。)、民間従業員にあつてはこれに相当する職種の者である。
- 2 民間、本市職員ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
- 3 民間給与は、きまつて支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。
- きまつて支給する給与 … 基本給、家族手当、地域手当、通勤手当、住宅手当、役付手当、時間外手当等名称のいかんを問わず月毎に支給されるすべての給与
- 時間外手当 … 超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当、特殊作業手当(実績に応じて支給されるものに限る。)等
- 4 職員給与は、給料、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当(基礎額)の合計額である。

< 「事務・技術関係職種」について >

民間給与との比較における「事務・技術関係職種」とは、本市の行政職給料表適用職員のうち、消防職員、専門的職種の職員及び新規学卒の職員を除いた職員（下図の網掛け部分が該当）である。

これは、本報告の参考資料第1表（28頁）の行政職（一般）とは範囲が異なり、また、第8表（9頁）の職員給与（B）は、民間従業員と給与決定要素（責任の度合（役職）、学歴、年齢）の条件が合致した職員のみ平均であるため、参考資料第1表の平均給与月額と第8表の職員給与（B）は一致しない。

行政職給料表適用職員		
行政（消防）	行政（一般）	
消防職員	専門的職種 保育士 看護師 栄養士 保健師 介護福祉士 ・ ・	事務・技術関係職種
	新規学卒者	

4 国家公務員等との給与比較

総務省の令和2年地方公務員給与実態調査によると、令和2年4月における国の行政職俸給表（一）の適用職員とこれに相当する本市職員の学歴別・経験年数別の俸給（給料）月額を、職員構成が国家公務員と同一であるものとして算出したラスパイレース指数は101.1（指定都市平均99.9）であった。

5 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ全国では0.4%下落し、千葉市においては0.6%下落している。

また、同局の家計調査における本年4月の千葉市における二人以上の世帯の消費支出は、1世帯当たり417,081円（世帯人員2.99人、世帯主の年齢62.1歳）となっている。 [参考資料第14表（96頁）参照]

6 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月10日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、職員の給与について報告し、併せて給与の改定について勧告するとともに、公務員人事管理に関する報告を行った。

その概要は、次のとおりである。

【給与に関する勧告】

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を実地調査（完了率82.7%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○民間給与との較差 △19円 0.00%

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与407,153円 平均年齢43.0歳〕

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.32月（公務の支給月数 4.45月）

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない。

〈ボーナス〉

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和3年度 期末手当	1.275 月（支給済み）	1.125 月（現行1.275月）
勤勉手当	0.95 月（支給済み）	0.95 月（改定なし）
4年度 期末手当	1.20 月	1.20 月
以降 勤勉手当	0.95 月	0.95 月

【実施時期】

法律の公布日

3 その他の取組

(1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

(2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

(3) テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

【公務員人事管理に関する報告】

1 人材の確保及び育成

【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適応できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十全に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

【対応】

(1) 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

(2) デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

(3) 民間との人材の交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

(4) 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充実、勤務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

(5) 研修を通じた人材育成

マネジメント能力の^{あいろ}かん養を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路^{あいろ}の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員ともに不妊治療のための休暇（有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設。非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇（いずれも有給）を新設、産前・産後休暇を有給化等

3 良好な勤務環境の整備

【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取組も促進。客観的な記録に基づく超過勤務時間の管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

(3) ハラスメントの防止

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの開催等により、各府省における防止対策を支援

(4) 心の健康づくりの推進等

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた支援等により、心の健康づくりを推進

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

【課題】

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

【対応】

- ・ 定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援

む す び

1 給与の改定

本市職員の給与改定に関する基本的な諸条件は、以上報告したとおりである。

これらの諸条件を総合的に勘案した結果、本年の本市職員の給与について、以下のとおり措置することが適当であると認める。

(1) 給料

本年においては、本市の行政職給料表適用職員（消防職員等を除く。）の給与が、民間事業所従業員の給与を若干上回ることとなったが、較差が61円（0.02%）と極めて小さく、給料表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わないことが適当である。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮し、改定を行わないことが適当である。

(2) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.15月分引き下げ、4.30月分とする。支給月数の引下げ分は、民間の特別給の支給状況及び人事院勧告の内容を踏まえ、期末手当から差し引くこととし、本年度については、12月期の期末手当を引き下げ、令和4年度以降については、6月期及び12月期における期末手当が均等になるよう支給月数を定めることとする。

また、再任用職員及び特定任期付職員の期末手当についても、上記の改定を踏まえ、支給月数を引き下げることとする。

2 人事・給与制度及びその他の勤務条件

(1) 人材の確保及び育成

ア 人材の確保

近年、少子化に伴う生産年齢人口の減少が進む中で、就職活動の早期化や就業意識の多様化等により、民間企業、国、地方公共団体の間における厳しい人材獲得競争が続いている。

このような状況において、本市の将来を担う人材の確保は極めて重要な課題であり、本委員会としては、有為・有能な人材を確保するため、引き続き次の二点に施策の方向性を置き、取り組むことと

する。

一点目は、多様で有為な受験者を、より多く確保することである。

本年度の採用試験では、上級事務（情報）において、遠方の受験者を取り込むことによって幅広い受験者の中からより優秀な人材を確保するため、WEB方式による面談試験を試行的に実施した。

また、募集活動においては、本年3月に、例年は対面で実施していた採用説明会を、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、また、より多くの方が遠方からでも参加することができるよう、オンラインで実施した。

今後も、新型コロナウイルス感染症の感染状況や社会情勢を踏まえ、採用説明会の開催や大学・高校等における就職説明会への参加とともに、動画の配信、ホームページの充実、就職情報サイトやSNS等を活用した情報発信に取り組み、本市で働くことの魅力ややりがいをPRすることによって、より多くの受験者の確保に努める。

二点目は、求める人材を確保できるよう、試験制度の見直しを重ねていくことである。

本年度の採用試験では、民間企業等職務経験者を対象とした事務（行政）において、より人物重視の評価を行うため、集団討論試験を実施することとした。

今後も、受験者の能力を適正に評価でき、かつ、求める人材を確保できる試験内容になっているか、任命権者と連携して成果の検証を行いながら、試験制度の見直しについて検討を進めていく。

なお、障害者の採用にあたっては、職域や職種、採用後に従事することとなる業務内容等を踏まえ、採用試験のあり方について、任命権者と連携を図りながら、障害特性に配慮した試験の実施など、必要に応じて適切な対応を講じるため引き続き検討を進めていく。

イ 人材の育成

行政課題が複雑・高度化する中で、諸課題に的確に対応し、安定した行政サービスの提供を続けるには、専門性の高い課題解決力のある職員を育成していくことが重要である。

本市の人材育成については、「千葉市人材育成・活用基本方針」を定め、その実施計画である「第3次人材育成・活用アクションプラン」を策定し、人事施策、職員研修、組織風土、健康管理の各分野において、様々な取組が進められているところである。

本年度は同プランの最終年度であることから、プランの進捗状況

及び成果について検証を行うとともに、次年度以降の計画等の策定にあたっては、今後、職員の定年が段階的に上げられる見込みであることから、在職期間の長期化や人員構成の変化等も踏まえ、組織活力の更なる向上に資する取組となるよう期待する。

また、国においては、「人事評価の改善に向けた有識者検討会」の報告書において、より実績や能力を反映しやすくするための評価区分の細分化など、改善の方向性が示されたことを受け、国家公務員の人事評価制度の改正に向けて検討が行われているところである。

人事考課制度は、本人への結果のフィードバック等を通じて、人材育成において重要な役割を果たすものであり、人事考課制度が適切に機能することで、職員一人ひとりの能力が最大限に開発・活用され、組織の活性化や行政運営の効率化につながっていく。

本市においても、人事考課を人材育成、任用、給与、分限等に活用しているところであるが、定年の上げやテレワークの浸透など、働き方をめぐる近年の社会環境の変化等も踏まえ、人事考課制度に係る課題の整理、改善を図っていく必要がある。

(2) 千葉県職員の働き方改革

ア 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の健康の保持、公務能率の向上、仕事と家庭生活の両立、人材の確保といった観点からも重要な課題である。

本市の令和2年度の時間外勤務の状況については、「月平均1人当たりの時間外勤務時間数」は、15.5時間と昨年度より微増しており、年360時間を超えて時間外勤務を行った職員数も全体の10%を超えるなど、高止まりの状況にある。

とりわけ昨年度は、保健衛生部門をはじめ、新型コロナウイルス感染症への対応等により大幅に時間外勤務時間が増加した部署があったことなどにより、月100時間以上時間外勤務を行った職員が、昨年度と比べ大幅に増加し、延べ400人に迫る状況となっている。

本年7月には、国において「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が改定され、労働時間、勤務間インターバル制度、年次有給休暇等について、数値目標が見直されるとともに、公務員についても、目標の趣旨を踏まえ必要な取組を推進することとされた。

加えて、本年9月、脳・心臓疾患の労災認定基準が改定され、新たに、労働時間のみでは業務と発症との関連性が強いと認められる

水準には至らないがこれに近い時間外労働が認められる場合で、これに加えて「休日のない連続勤務」、「勤務間インターバルが短い勤務」など、一定の労働時間以外の負荷が認められるときには、業務と発症との関連性が強いと評価できることを踏まえ判断することが明示された。

各任命権者においては、上記の状況等を踏まえ、引き続き時間外勤務等の縮減に向けた取組を継続するとともに、長時間の時間外勤務が常態化している部署については、業務量に見合った適切な人員が確保されているか改めて検証し、必要な措置を講じられたい。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化しており、感染拡大防止へのさらなる取組、ワクチン接種の促進など、これまでに前例のない多くの業務に迅速に対応することが求められている。また、機動的な業務対応のため、他部署から保健所等へ、一定期間、応援職員を動員する状態も断続的に続いている。今後も、職員の心身に大きな負荷のかかる状況が続くことが予想されることから、管理監督者においては、当該所属職員の負担が過大なものとならないよう、勤務の状況等をよく注視したうえで、適切なマネジメントに努められたい。

本委員会としても、労働基準監督機関としての権限に基づき実施する事業場調査等を通じて、各事業所における時間外勤務の状況等を把握するとともに、必要に応じて指導・助言等を行うことで、長時間労働の是正に向けて引き続き取り組んでいく。

イ 教員の多忙化解消

教員の多忙化解消は、職員一人ひとりの心身の健康を保持することはもとより、教育の質の向上、有為な人材確保の観点からも重要な課題である。

本市においては、教員の長時間勤務の解消に向けて、「千葉市教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針」及び「学校における働き方改革プラン」に基づき、在校等時間の適切な把握、スクールサポートスタッフの市内全校への配置、学校閉庁日の拡充による年次有給休暇の取得促進など、教員の負担軽減に資する取組を進めているところであるが、依然として、多くの教員が規則で定める時間外在校等時間（在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間）の上限（月45時間、年間360時間）を超える状況が続いている。

また、近年、全国的に教員の採用倍率の低下が指摘されており、千葉県・千葉市の採用候補者選考においても、教員志願者の減少傾向が続いていることから、教員を取り巻く勤務環境を向上させることは、人材確保の観点からも重要となる。

管理職員においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校行事の見直し、学校内での感染防止対策の徹底など、教員への負担が増加していることにも配慮し、引き続き教員の勤務状況を把握し、適正な勤務時間の管理に努めるとともに、支援スタッフや地域ボランティア等の活用により、教員の負担軽減に取り組まれない。

また、教育委員会においては、引き続き、教員の多忙化解消に向けた取組を継続するとともに、これまでの取組の効果や課題を十分に検証したうえで、より実効性のある取組を推進されることを期待する。

ウ 仕事と家庭生活の両立支援

本市においては、「第4期千葉市職員の子育て支援計画」に基づき、家庭生活上で様々な事情を抱える職員を含む全ての職員が、柔軟に働くことのできる職場環境の整備が進められているところである。

同計画でも、「ワーク・ライフ・バランス」から「ワーク・ライフ・マネジメント」への転換が掲げられているところであるが、仕事と家庭生活の時間配分を意識するだけでなく、双方の充実を自ら積極的にマネジメントできる職場環境づくりを進めることが肝要となる。

また、女性職員の活躍推進の観点からも、性別を問わず、育児や介護に係る休暇・休業制度を活用し、仕事と家庭生活の両立が図られることが重要である。

千葉市では、令和2年度の男性育児休業取得率が92.2%となり、男性も育児休業が当たり前を取得できる環境になりつつあるが、今後は、取得時期や取得期間についても配慮しながら、より柔軟な取得が可能となるよう一層の取組を進められたい。

また、本年8月、人事院は育児休業の取得回数制限の緩和について、国家公務員の育児休業等に関する法律を改正するよう、国会及び内閣に対して意見の申出を行うとともに、育児参加のための休暇の対象期間の拡大、非常勤職員の産前・産後休暇の有給化などの措置を講じることをしている。

本市においても、国の制度改正等の内容も踏まえ、妊娠・出産・

育児等と仕事の両立支援制度の拡充について検討されたい。

エ 多様で柔軟な働き方の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、本市においても、在宅勤務を中心とするテレワークをはじめ、サテライトオフィスの開設、時差出勤の拡大などの取組が促進されている。

個々の職員がそれぞれの状況や希望に応じて、多様で柔軟な働き方ができる職場環境を整備することは、仕事と家庭生活の両立や、労働生産性の向上、人材確保等に資するものであるが、在宅での適切な勤務環境の確保や、職員間のコミュニケーションや相互支援、協力体制の確保が難しいなどの課題もある。

任命権者においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束した後の働き方も見据え、在宅勤務等における諸課題への対応を検討し、民間企業の動向及び国、他の自治体の取組状況等も踏まえながら、引き続きテレワーク等の時間や場所に縛られない柔軟な働き方の推進に取り組まれない。

(3) 心の健康保持

職員が心身ともに健康でその能力を十分に発揮し職務に専念することは、組織活力の向上や質の高い行政サービスの提供のために必要不可欠なものであるが、本市の病気休職者のうち、精神疾患が原因となっている者がその大半を占める状況が続いている。

本市においては、「千葉市職員のためのこころの健康づくり計画」に基づき、「こころの健康増進・予防対策（1次予防対策）」、「早期発見・早期対応・療養支援（2次予防対策）」、「復職支援・再発防止（3次予防対策）」に取り組んでいるところである。

メンタルヘルス対策においては、予防策の充実により精神疾患の発生を未然に防ぐことが最も望ましいことから、各任命権者においては、産業保健スタッフによる積極的なケアの推進や、人員配置等の工夫による働きやすい職場環境づくりの推進などに引き続き取り組まれない。

また、1次予防～3次予防の各段階において、管理監督者によるラインケアも非常に重要となる。管理監督者においては、日ごろから職員との積極的なコミュニケーションを心がけ、部下のストレス状況等を把握するとともに、長時間の時間外勤務、過重な心理的負担などにより、特定の職員にストレスや疲労が蓄積しないよう適切な業務管理を行うなど、所属職員の心の健康保持に努められたい。

なお、本委員会への苦情相談において、近年、いじめ・嫌がらせなど、人間関係に関する相談が多くなってきている。パワーハラスメントをはじめとした職場での人間関係に起因するストレスが、精神疾患の発症の一因となるケースも多いことから、各任命権者においては、各種ハラスメントの発生防止に向けた取組みについても引き続き推進されたい。

(4) 定年の引上げ

本年6月、国家公務員の定年が令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで引き上げることなどを規定する国家公務員法等の一部を改正する法律が成立した。

国家公務員の定年を基準としてその定年を条例で定めている地方公務員についても、同様の措置を講ずる必要があるため、地方公務員法の一部を改正する法律も併せて成立した。

これに伴い、本市においても、令和5年度から国家公務員と同様に定年を段階的に引き上げ、令和13年度から65歳となるよう早期に検討を進める必要がある。

併せて、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制の導入、60歳を超える職員の給与に関する措置など、組織、人事・給与制度等について、多岐にわたる制度の導入及び運用体制の整備等の検討も必要となる。

定年引上げに伴う一連の制度改正については、高齢期の職員が、その力を発揮できるような制度とすることはもちろん、若手を含めた職員全体のモチベーション確保が図られることにより、組織全体の活力の向上が図られることが重要となる。

任命権者においては、本市の実情及び国や他自治体の状況等も踏まえ、令和5年4月からの円滑な制度変更に向けて、関係規定の整備を図るなど、適切に対応されたい。

なお、国においては、当分の間の措置として、60歳を超える職員の給与水準を60歳前の7割に設定する一方、定年の段階的引き上げが完成するまでに、給与水準が60歳前後で連続的なものとなるよう、所要の措置を順次講ずることとしていることから、本委員会としても、国の動向を注視しながら、本市の給与制度について必要な研究を行っていく。

(5) 会計年度任用職員の適切な勤務環境等

平成29年5月に成立した地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、一般職の会計年度任用職員制度が創設され、任用、服務規律等の整備が図られるとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化等が図られたところである。

本市では約4,500人が会計年度任用職員として勤務し、うち、フルタイムの会計年度任用職員は約200人となっており、市政の円滑な業務遂行において不可欠な役割を担っている。

安定的で質の高い行政サービスを提供するためには、会計年度任用職員を含む全ての職員が高い意欲をもち、その能力を十分に発揮できるよう、業務遂行に必要な機器の配置など、基本的な勤務環境の整備はもとより、その育成に努めることが重要である。

会計年度任用職員の育成にあたっては、勤務する職場でのOJTを中心に育成が図られているところであるが、オンライン研修を含む常勤職員を対象とした一部研修への参加を可能とするなど、会計年度任用職員の育成について一層推進していく必要がある。

また、会計年度任用職員の人事評価については、個々の職員のモチベーション及び公務能率の向上、再度任用時の能力実証への活用等に重要な役割を果たすことから、引き続き適切な人事考課制度の運用に努められたい。

各任命権者においては、引き続き法改正の趣旨に沿った適正な会計年度任用職員制度の運用がなされるよう、適切な募集・任用の実施、職務の内容や標準的な職務の量に応じた勤務時間の設定等についても、関係部局への周知徹底に努められたい。

3 公務員としての規律の保持

本委員会では、これまでも公務員としての高い倫理観の保持について繰り返し言及してきたところであるが、多くの職員が市民の信頼に応えるべく、日々職務に精励している中、公務員としての自覚を欠く一部の職員による不祥事が発生していることは誠に遺憾である。

職員による不祥事は、市職員全体への信頼を著しく損ねるだけでなく、公務の遂行に多大な影響を及ぼすこともある。

任命権者においては、これまでも、各種研修やコンプラ定期便の発行、コンプライアンス出張面接の実施などに取り組んできたが、引き続き、服務規律の確保に努め、再発防止の徹底に取り組まれたい。

管理監督者においては、自ら服務規律を遵守し、職員の模範となるよ

う行動することはもとより、不祥事の防止には、良好な職場環境の醸成が効果的であることを強く意識し、職場内でのコミュニケーションを積極的に図り、風通しのよい職場づくりに努められたい。

職員一人ひとりには、公務員としての自覚をもって、職務上はもとより、職務外においても、公務員として法令遵守の意識を強く持って行動されたい。

なお、近年、全国的に教員による児童生徒へのわいせつ事案が多く発生している。当該非違行為は、被害者の心身に長期にわたり重大な悪影響を与えるものであり、絶対に許されるものではないことは言うまでもなく、教職員全体に対する信頼を著しく損なうものであり、その根絶に向けた取組を強化する必要がある。

このような状況の中、本年5月、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が成立した。

本市においても、本市小学校で発生した教員による児童へのわいせつ事案を受け、令和2年1月に有識者による「子どもへの性暴力防止対策検討会」が立ち上げられ、本年6月には、再発防止策の徹底を求める提言書が提出されたところである。

教育委員会においては、教職員による子どもへの性暴力被害を二度と生じさせないという強い意識を全ての教職員が共有するとともに、上記提言書等に基づき、再発防止に向けた徹底した取組が行われることを切に望むものである。

4 給与勧告制度の意義・役割

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保することを目的とするものであり、民間準拠により公務員給与を決定する仕組みは、市民から支持される納得性の高い給与水準を保障し、人材の確保及び労使関係の安定などを通じて行政運営の安定に寄与するものとする。

本委員会としては、地域の民間給与を的確に反映させた給与勧告を行うとともに、勧告内容の充実に努め、職員の給与について、市民の理解と納得をより一層得られるよう、職員の人事・給与の専門的機関としての責任を果たしていく所存である。

市議会及び市長におかれては、今後とも、給与勧告制度の意義・役割を十分認識して対処されることを要望する。

< 参考 >

給与決定に関する諸原則

地方公務員法に定める給与決定の原則には次のようなものがある。

① 情勢適応の原則（第14条第1項）

地方公共団体は、職員の勤務条件が社会一般の情勢（国全体の社会、労働、経済等の状況や、それぞれの地方公共団体の地域的事業等）に適応するような措置を講じなくてはならない。

② 職務給の原則（第24条第1項）

職員の給与は職務と責任に応ずるもの、すなわち、地方公共団体に対する貢献度に応じて決定されなければならない。

③ 均衡の原則（第24条第2項）

職員の給与は、民間企業の賃金や国及び他の地方公共団体の公務員の給与等を考慮して定めなければならない。

④ 条例主義（第24条第5項）

職員の給与は議会の議決に基づく条例によって定めなければならない。

○ 地方公務員法（抜粋）

（情勢適応の原則）

第14条 地方公共団体は、この法律に基いて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

勸 告

本委員会は、別紙第 1 で述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

1 期末手当・勤勉手当

(1) 令和 3 年 12 月期の支給割合

ア 下記イ及びウ以外の職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.125月分（特定管理職員にあつては0.925月分）とすること。

イ 再任用職員

12月に支給される期末手当の支給割合を0.625月分（特定管理職員にあつては0.525月分）とすること。

ウ 特定任期付職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

(2) 令和 4 年 6 月期以降の支給割合

ア 下記イ及びウ以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（特定管理職員にあつてはそれぞれ1.0月分）とすること。

イ 再任用職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.675月分（特定管理職員にあつてはそれぞれ0.575月分）とすること。

ウ 特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

2 改定の実施時期

1の(1)については令和3年12月1日から、1の(2)については令和4年4月1日から実施すること。

参 考 资 料

目 次

1 職員給与関係資料

令和3年千葉市職員給与等実態調査の概要	27
第1表 職員の給料表別平均給与月額等	28
第2表 給料表別、級別平均給与月額等	30
第3表 職員の給料表別、職務の級別、号給別人員等	32
第4表 職員の給料表別、職務の級別、年齢別人員等	58
第5表 職員の扶養手当の支給状況	71
第6表 職員の管理職手当の支給状況	72
第7表 職員の住居手当の支給状況	73
第8表 職員の通勤手当の支給状況	73
第9表 再任用職員の給料表別、職務の級別人員等	74

2 民間給与関係資料

令和3年職種別民間給与実態調査の概要	77
第10表 産業別、企業規模別調査事業所数	80
第11表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等	81
その1 公民給与比較の対象職種	81
1 規模計	81
2 規模500人以上	84
3 規模100人以上500人未満	87
4 規模100人未満	90
その2 公民給与比較の対象外職種	93
第12表 民間における扶養（家族）手当制度の状況	94
第13表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	94

3 労働経済関係資料

第14表 労働経済指標	96
-------------	----

<参考>給与勧告の流れ	98
-------------	----

<参考>職員給与と民間給与の比較方法（ラスパイレス方式）	99
------------------------------	----

1 職員給与関係資料

令和3年千葉市職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的及び調査期日

この調査は、本市職員の給与等の実態を把握するため、令和3年4月1日を調査期日として、職員の給与等について調査したものである。

2 調査の対象職員

本市に勤務する一般職の職員を対象とした（技能労務職員及び企業職員については、参考として掲載した。）。ただし、次に掲げる職員は、調査から除外した。

- (1) 臨時的任用職員
- (2) 一般任期付職員
- (3) 会計年度任用職員
- (4) 調査日現在休職中の職員
- (5) 調査日現在育児休業中の職員
- (6) 調査日現在育児短時間勤務をしている職員
- (7) 調査日現在大学院修学休業中の職員
- (8) 調査日現在自己啓発等休業中の職員
- (9) 調査日現在配偶者同行休業中の職員
- (10) 調査日現在在籍専従の許可を受けている職員
- (11) 調査日現在派遣されている職員
- (12) 調査日付で退職した職員

3 職員の分類

集計に当たっては、上記対象職員を給料表の種類により以下のとおり分類した。

給料表	適用職員
行政職給料表	他の給料表の適用を受けないすべての職員
教育職給料表	小学校、中学校、特別支援学校又は高等学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員
医療職給料表（1）	保健所等に勤務する医師及び歯科医師
医療職給料表（2）	保健所等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士その他の職員
医療職給料表（3）	保健所等に勤務する看護師その他の職員
特定任期付職員給料表	特定任期付職員

第1表 職員の給料表別平均給与月額等

給料表	区分 職員数	性別人員構成比		学歴別人員構成比			
		男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
		%	%	%	%	%	%
行政職 (一般)	4,620	55.2	44.8	70.3	19.0	10.7	-
行政職 (消防)	887	95.9	4.1	30.4	21.4	48.0	0.1
教育職	3,725	48.0	52.0	92.7	7.3	-	-
医療職(1)	5	80.0	20.0	100.0	-	-	-
医療職(2)	91	36.3	63.7	95.6	4.4	-	-
医療職(3)	0	-	-	-	-	-	-
特定任期付職員	3	100.0	-	100.0	-	-	-
計	9,331	56.0	44.0	75.7	14.4	9.9	0.0

(参考)

技能労務職	469	66.3	33.7	7.7	36.7	53.7	1.9
企業 職	水道局	21	95.2	4.8	81.0	19.0	-
	病院局 (行政職)	95	71.6	28.4	64.2	16.8	18.9
	病院局 (医療職(1))	150	66.7	33.3	100.0	-	-
	病院局 (医療職(2))	148	54.7	45.3	69.6	30.4	-
	病院局 (医療職(3))	581	6.0	94.0	29.1	70.6	0.3
	病院局 (技能労務職)	3	-	100.0	-	66.7	33.3
合計	10,798	54.1	45.9	70.4	18.5	11.1	0.1

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び切替えに伴う差額を含む。以下、第2表について同じ。
 2 その他は、初任給調整手当及び単身赴任手当(基礎額)である。
 3 計及び合計の欄の平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。
 4 再任用職員は含まれていない。以下、第8表までについて同じ。
 5 医療職給料表(3)の適用を受ける再任用職員以外の職員はいないため、第2表から第8表までについて表中の記載は省略した。
 6 病院局の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員はいないため、表中の記載は省略した。以下、第9表までについて同じ。
 7 性別人員構成比、学歴別人員構成比は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

平均給与月額							平均 年齢	平均 経年 均 験 数	平均 扶 養 親 族 数
給 料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他	計			
円	円	円	円	円	円	円	歳	年	人
309,059	6,886	11,574	49,128	6,746	0	383,393	39.7	17.2	0.7
291,861	10,754	7,761	46,556	7,089	34	364,055	37.5	17.2	1.1
350,068	6,300	5,507	54,281	7,307	0	423,463	39.1	16.3	0.6
514,540	11,700	114,600	102,534	10,800	161,220	915,394	52.7	26.8	1.0
328,486	6,055	5,162	50,955	7,389	0	398,047	41.3	17.8	0.6
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
484,333	0	0	72,650	0	0	556,983	57.7		-
324,151	7,012	8,778	50,995	7,009	89	398,034	39.3	16.8	0.7

296,418	8,729	0	45,772	5,001	0	355,920	44.8	21.7	0.8
303,219	12,571	19,262	50,258	11,162	0	396,472	38.9	16.0	1.3
289,774	8,011	10,857	46,296	8,963	0	363,901	40.8	14.9	0.8
501,328	11,853	9,662	83,655	7,531	192,511	806,540	45.1	20.0	1.2
315,610	7,291	3,777	49,002	8,614	0	384,294	38.1	14.8	0.7
297,295	4,218	1,193	45,405	7,857	0	355,968	36.8	14.1	0.4
376,750	0	0	56,512	0	0	433,262	53.8	31.9	-
323,517	7,025	7,969	50,852	7,020	2,752	399,135	39.4	16.9	0.7

第2表 給料表別、級別平均給与月額等

(1) 行政職給料表（一般事務、技術職員等）

級	職員数	平均給与月額							平均年齢	平均経験年数	平均扶養親族数
		給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合計額			
全	4,620	309,059	6,886	11,574	49,128	6,746	0	383,393	39.7	17.2	0.7
1	158	177,537	291	0	26,674	7,356	0	211,858	24.6	3.3	0.0
2	1,058	206,910	905	0	31,172	10,526	0	249,513	27.7	5.2	0.1
3	1,916	303,475	6,867	0	46,551	7,328	0	364,221	39.7	17.3	0.7
4	794	379,103	11,827	0	58,639	4,112	0	453,681	47.2	24.6	1.2
5	338	411,245	11,726	67,100	73,511	2,264	0	565,846	51.7	29.2	1.1
6	273	436,984	13,156	78,200	79,251	2,328	0	609,919	53.5	30.3	1.2
7	65	478,385	8,592	109,580	89,484	2,492	0	688,533	55.3	32.8	1.0
8	18	501,867	8,333	128,833	95,855	0	0	734,888	56.4	33.3	0.8

(注) 「その他」は初任給調整手当及び単身赴任手当（基礎額）

(2) 行政職給料表（消防職員）

級	職員数	平均給与月額							平均年齢	平均経験年数	平均扶養親族数
		給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合計額			
全	887	291,861	10,754	7,761	46,556	7,089	34	364,055	37.5	17.2	1.1
1	112	171,970	326	0	25,844	10,219	0	208,359	21.7	2.9	0.0
2	220	207,964	4,009	0	31,796	13,295	0	257,064	26.8	6.5	0.4
3	328	311,135	15,337	0	48,971	5,832	0	381,275	40.4	19.6	1.6
4	137	387,783	18,109	0	60,884	1,636	0	468,412	49.3	28.8	1.8
5	46	414,450	14,022	67,100	74,336	1,174	0	571,082	53.6	33.5	1.4
6	33	436,112	11,955	78,200	78,940	818	0	606,025	55.5	34.8	1.3
7	10	473,940	6,900	108,700	88,431	0	0	677,971	58.3	37.2	0.8
8	1	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*

(注) 「*」は、職員数が2人以下の場合である。（以下各表について同じ）

(3) 教育職給料表（教諭等）

級	職員数	平均給与月額							平均年齢	平均経験年数	平均扶養親族数
		給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合計額			
全	3,725	350,068	6,300	5,507	54,281	7,307	0	423,463	39.1	16.3	0.6
1	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	3,380	341,770	5,899	0	52,150	7,909	0	407,728	37.6	14.8	0.6
3	18	427,728	2,861	0	64,588	1,500	0	496,677	54.5	32.0	0.2
4	176	424,275	13,565	56,924	74,215	2,157	0	571,136	50.7	27.7	1.2
5	151	440,067	7,215	69,500	77,517	536	0	594,835	57.6	34.8	0.7

(4) 医療職給料表(1) (医師、歯科医師)

級	職員数	平均給与月額							平均年齢	平均経験年数	平均扶養親族数
		給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合計額			
全	5	514,540	11,700	114,600	102,534	10,800	161,220	915,394	52.7	26.8	1.0
1	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	3	470,400	10,000	97,000	92,384	18,000	165,500	853,284	49.1	24.8	0.7
3	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	2	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*

(5) 医療職給料表(2) (薬剤師、臨床検査技師等)

級	職員数	平均給与月額							平均年齢	平均経験年数	平均扶養親族数
		給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合計額			
全	91	328,486	6,055	5,162	50,955	7,389	0	398,047	41.3	17.8	0.6
1	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	15	227,447	3,100	0	34,582	8,947	0	274,076	29.8	6.8	0.3
3	53	317,996	5,472	0	48,520	9,136	0	381,124	40.3	16.9	0.6
4	16	411,206	9,875	0	63,162	3,375	0	487,618	50.6	26.6	0.8
5	7	435,343	8,071	67,100	76,577	0	0	587,091	51.3	27.7	0.7
6	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

級 号給	1		2		3		4		5		6		7		8	
	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人
71	224,400		274,900		337,900	9	383,900	12	407,300	4	435,900	5				
72	225,800		276,500	3	340,000	17	385,000	17	407,800	7	436,700	8				
73	227,100		277,800	1	341,600	8	386,000	16	408,400	2	437,400	11				
74	228,100		279,300	1	343,300	15	387,000	16	409,000	5	438,000	5				
75	229,300	1	280,700	2	345,100	16	388,000	15	409,600	3	438,500	7				
76	230,400		282,300		346,800	19	389,100	17	410,100	2	439,100	8				
77	231,500	1	283,900	1	348,200	17	389,900	11	410,600	8	439,600	15				
78	232,500		285,300		349,500	14	390,800	11	411,100	9	440,200	14				
79	233,600		286,800		350,900	12	391,500	12	411,600	4	440,800	10				
80	234,800		288,400		352,200	12	392,300	13	412,100	8	441,300	13				
81	235,900	2	289,700	1	353,500	11	393,000	10	412,500	3	441,700	6				
82			291,200		354,600	17	393,700	13	413,200	2	442,200	9				
83			292,600		355,900	6	394,400	7	414,000	7	442,700	9				
84			294,100		357,200	9	395,100	14	414,700	9	443,100	5				
85			295,500	1	358,400	6	395,700	15	415,400	5	443,600	5				
86					359,500	11	396,400	21	415,700	4	444,100	4				
87					360,600	9	397,000	6	416,000	8	444,600	11				
88					361,700	12	397,600	9	416,300	7	445,100	6				
89					362,800	10	398,200	7	416,500	7	445,600	1				
90					363,600	8	399,100	13	416,700	10	446,100	2				
91					364,400	11	399,300	11	416,900	4	446,600	6				
92					365,100	8	399,800	12	417,100	13	447,100	3				
93					365,900	7	400,300	9	417,300	135	447,500	16				
94					366,600	13	400,800	9								
95					367,300	9	401,300	7								
96					368,000	10	401,800	12								
97					368,700	4	402,200	5								
98					369,300	10	402,700	8								
99					370,000	8	403,200	3								
100					370,700	10	403,700	11								
101					371,400	9	404,000	10								
102					371,800	10	404,300	9								
103					372,300	4	404,600	4								
104					372,700	6	404,900	6								
105					373,100	9	405,100	7								
106					373,600	4	405,400	8								
107					374,100	3	405,600	4								
108					374,600	5	405,800	14								
109					374,900	7	406,000	31								
110					375,400	10										
111					375,900	4										
112					376,400	4										
113					376,800	2										
114					377,300	9										
115					377,700	4										
116					378,200	6										
117					378,600	5										
118					379,100	6										
119					379,500											
120					379,900	11										
121					380,200	3										
122					380,400	12										
123					380,600	8										
124					380,700	4										
125					380,900	3										
126					381,100	8										
127					381,300	5										
128					381,500	3										
129					381,700	20										
人員計		158人		1,058人		1,916人		794人		338人		273人		65人		18人
構成比		3.4%		22.9%		41.5%		17.2%		7.3%		5.9%		1.4%		0.4%
平均給料		177,537円		206,749円		303,128円		378,923円		411,245円		436,938円		478,385円		501,867円

適用職員数	4,620人
平均給料	308,845円

(注) 太線は、各級の最高号給の位置を示す。(以下同じ。)
上記の平均給料には調整額は含まれていない。(以下同じ。)

級 号給	1		2		3		4		5		6		7		8	
	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額	人数	給料月額	人数
71	224,400		274,900		337,900	4	383,900	1	407,300		435,900	2				
72	225,800		276,500		340,000		385,000	3	407,800	1	436,700					
73	227,100		277,800		341,600	3	386,000	3	408,400	2	437,400	2				
74	228,100		279,300		343,300	1	387,000	1	409,000	1	438,000					
75	229,300		280,700		345,100	2	388,000	2	409,600	1	438,500	2				
76	230,400		282,300		346,800	1	389,100	1	410,100	1	439,100	2				
77	231,500		283,900		348,200	3	389,900	3	410,600		439,600					
78	232,500		285,300		349,500		390,800	1	411,100	1	440,200	1				
79	233,600		286,800		350,900	2	391,500	2	411,600		440,800					
80	234,800		288,400		352,200		392,300	1	412,100	1	441,300	2				
81	235,900		289,700		353,500	1	393,000		412,500	2	441,700	1				
82			291,200		354,600		393,700	2	413,200	2	442,200					
83			292,600		355,900		394,400	2	414,000	1	442,700					
84			294,100		357,200		395,100	4	414,700	1	443,100					
85			295,500		358,400	1	395,700	3	415,400		443,600	1				
86					359,500		396,400	8	415,700		444,100					
87					360,600		397,000	2	416,000		444,600					
88					361,700	1	397,600	3	416,300		445,100					
89					362,800	1	398,200	2	416,500	1	445,600	1				
90					363,600		399,100	1	416,700	1	446,100					
91					364,400		399,300	7	416,900	1	446,600					
92					365,100		399,800	3	417,100	1	447,100					
93					365,900	1	400,300	4	417,300	26	447,500	1				
94					366,600	4	400,800	4								
95					367,300		401,300	1								
96					368,000		401,800	3								
97					368,700	1	402,200									
98					369,300	1	402,700	4								
99					370,000	1	403,200	1								
100					370,700		403,700	1								
101					371,400		404,000	1								
102					371,800	2	404,300	2								
103					372,300	1	404,600	1								
104					372,700	1	404,900	1								
105					373,100	3	405,100									
106					373,600		405,400	2								
107					374,100	1	405,600	2								
108					374,600	2	405,800									
109					374,900	1	406,000	13								
110					375,400	1										
111					375,900											
112					376,400	2										
113					376,800											
114					377,300	1										
115					377,700	1										
116					378,200											
117					378,600	1										
118					379,100											
119					379,500	1										
120					379,900	1										
121					380,200											
122					380,400											
123					380,600											
124					380,700											
125					380,900	2										
126					381,100	1										
127					381,300	5										
128					381,500											
129					381,700	57										
人員計	112人		220人		328人		137人		46人		33人		10人		1人	
構成比	12.6%		24.8%		37.0%		15.4%		5.2%		3.7%		1.1%		0.1%	
平均給料	171,970円		207,964円		311,135円		387,783円		414,450円		436,112円		473,940円		494,100円	

適用職員数	887人
平均給料	291,861円

(3) 教育職給料表

級 号給	1		2		3		4		5	
	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人
1	161,400		175,400		262,400		291,300		406,700	
2	162,900		177,500		264,900		293,900		408,200	
3	164,400		179,600		267,200		296,800		409,700	
4	165,900		181,800		269,500		299,300		411,200	
5	167,600		183,700		272,000		301,800		412,600	
6	169,600		185,900		274,400		304,200		414,000	
7	171,400		188,100		276,600		306,500		415,500	
8	173,200		190,300		278,800		308,900		417,100	
9	174,900		192,500		281,000		311,300		418,500	
10	177,100		195,300		283,300		313,900		419,900	
11	179,100		198,000		285,700		316,600		421,300	
12	181,100		200,700		287,900		319,500		422,600	
13	183,100		203,500		290,300		321,900		423,900	
14	185,300		205,200		292,400		323,900		425,300	
15	187,500		206,800		294,300		325,900		426,700	
16	189,700		208,500		296,300		328,200		428,100	
17	191,900		210,300	34	298,400		330,200		429,300	
18	194,600		211,900		300,900		332,400		430,600	
19	197,100		213,600	7	303,400		334,700		431,800	
20	199,600		215,200		306,100		336,800		433,100	
21	202,000		216,900	56	308,300		339,000		434,200	3
22	203,700		218,800		310,900		341,200		435,400	7
23	205,300		220,700	13	313,200		343,500		436,700	16
24	207,000		222,600	2	315,900		345,800		438,000	28
25	208,500		224,200	56	318,500		347,500		439,300	26
26	210,000		226,200	1	320,800		349,300		440,500	21
27	211,600		228,200	29	323,200		351,200		441,500	13
28	213,100		230,100	7	325,400		353,100		442,600	12
29	214,700		231,900	43	327,600		354,900		443,800	10
30	216,400		234,500	5	329,600		356,700		444,600	5
31	218,100		237,100	41	331,800		358,400		445,400	4
32	219,800		239,700	5	334,000		360,300		446,300	2
33	221,200		242,200	53	335,800		361,600		447,200	2
34	222,900		244,900	6	337,900		363,300		447,700	1
35	224,600		247,400	51	340,000		364,800		448,200	1
36	226,200		250,000	5	342,000		366,600		448,700	
37	227,700		252,400	60	344,000		368,500		449,200	
38	229,300		254,900	10	345,900		370,000		449,700	
39	230,900		257,400	77	347,900		371,300		450,200	
40	232,500		259,700	5	349,800		372,900		450,700	
41	234,100		262,300	57	351,300		374,000		451,200	
42	235,800		264,700	10	353,100		375,400		451,700	
43	237,500		266,900	49	354,700		376,800		452,200	
44	239,100		269,100	14	356,400		378,300		452,700	
45	240,900		271,100	57	358,200		379,700		453,200	
46	242,500		273,300	13	359,900		381,300		453,700	
47	243,900		275,500	52	361,200		382,900		454,200	
48	245,500		277,500	15	362,800		384,400		454,700	
49	246,800		279,700	60	364,000		385,800		455,200	
50	248,300		281,700	18	365,500		387,300			
51	249,800		283,600	63	367,100		388,800			
52	251,300		285,600	10	368,700		390,200			
53	252,200		287,300	47	370,100		391,400			
54	253,700		289,700	11	371,600		392,700	1		
55	255,100		292,000	52	373,100		393,800			
56	256,600		294,500	19	374,600		394,900			
57	257,600		296,500	45	376,100		396,300	2		
58	259,000		299,000	18	377,500		397,500			
59	260,300		301,300	25	378,900		398,700	2		
60	261,600		304,000	20	380,200		400,000	1		
61	262,900		306,400	50	381,100		401,200	1		
62	263,900		308,800	21	382,300		402,200	1		
63	265,200		311,300	54	383,500		403,600	1		
64	266,300		313,600	20	384,600		404,900	3		
65	267,400		315,800	48	385,500		406,100	3		
66	268,900		318,000	21	386,700		407,200	3		
67	270,300		320,100	59	387,700		408,400	1		
68	271,700		322,300	31	388,800		409,500	5		
69	273,400		324,200	20	390,000		410,500	1		
70	274,900		326,300	42	391,000	1	411,700	4		
71	276,400		328,400	16	392,100		412,900	1		
72	277,800		330,400	44	393,300	1	414,100	6		
73	278,800		332,500	14	394,300		414,700	6		
74	280,100		334,600	23	395,400		415,500	2		
75	281,400		336,800	15	396,500		416,200	5		
76	282,600		339,000	47	397,600		416,700	4		
77	283,800		340,700	22	398,500		417,000	8		
78	285,000		342,600	45	399,400		417,400	6		
79	286,200		344,300	16	400,400		417,800	6		
80	287,400		346,100	25	401,400		418,200	7		

級 号給	1		2		3		4		5	
	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
81	288,600		347,900	21	402,200		418,500	9		
82	289,600		349,700	48	403,000		418,900	5		
83	290,800		351,100	23	403,700	1	419,300	20		
84	292,000		352,900	51	404,500		419,600	15		
85	292,900		354,100	19	405,200		419,900	4		
86	293,900		355,700	60	406,000		420,300	14		
87	294,600		357,200	17	406,700		420,700	9		
88	295,600		358,700	40	407,400		421,000	1		
89	296,600		360,000	17	408,000		421,300	4		
90	297,500		361,300	48	408,700		421,600	7		
91	298,400		362,700	19	409,200		421,900			
92	299,200		364,100	49	409,900		422,100	2		
93	299,500		365,600	15	410,300		422,300	1		
94	300,300		366,900	40	410,700		422,600	1		
95	301,000		368,200	21	411,000		422,900	1		
96	301,800		369,400	36	411,300	4	423,100			
97	302,600		370,400	13	411,600	2	423,300	1		
98	303,400		371,400	21	411,900	3	423,600			
99	304,200		372,400	7	412,200		423,900	1		
100	305,000		373,400	12	412,400		424,100			
101	305,900		374,300	16	412,600	1	424,300	1		
102	306,400		375,300	20	412,900	1				
103	306,900		376,300	15	413,200	2				
104	307,400		377,300	21	413,400	1				
105	307,600		378,100	22	413,600					
106	308,000		379,000	32	413,900	1				
107	308,300		379,900	26	414,200					
108	308,600		380,900	35	414,400					
109	308,800		381,700	15	414,600					
110	309,000		382,700	19						
111	309,300		383,700	13						
112	309,600		384,700	10						
113	309,800		385,300	11						
114	310,000		386,200	21						
115	310,200		387,100	18						
116	310,500		388,000	10						
117	310,800		388,800	8						
118	311,100		389,500	16						
119	311,400		390,300	8						
120	311,700		391,100	13						
121	311,800		391,700	9						
122	312,000		392,500	10						
123	312,300		393,200	14						
124	312,600		393,900	9						
125	312,800		394,500	11						
126	313,000		395,200	8						
127	313,300		395,700	9						
128	313,600		396,300	6						
129	313,800		397,000	11						
130	314,000		397,600	7						
131	314,300		398,100	10						
132	314,600		398,600	6						
133	314,800		398,900	4						
134	315,000		399,200	8						
135	315,300		399,500	9						
136	315,600		399,800	6						
137	315,800		400,100	8						
138	316,000		400,400	11						
139	316,300		400,700	5						
140	316,600		401,000	11						
141	316,800		401,300	12						
142	317,000		401,600	8						
143	317,300		401,900	11						
144	317,600		402,200	7						
145	317,800		402,400	8						
146	318,000		402,700	18						
147	318,300		403,000	21						
148	318,600		403,200	29						
149	318,800		403,400	40						
150	319,000		403,700	60						
151	319,300		404,000	47						
152	319,600		404,200	48						
153	319,800		404,400	38						
154	320,000		404,700	34						
155	320,300		405,000	16						
156	320,600		405,200	16						
157	320,800		405,400	7						
158	321,000		405,700	3						
159	321,300		406,000	2						
160	321,600		406,200							
161	321,800		406,400	3						
人員計	0人		3,380人		18人		176人		151人	
構成比	0.0%		90.7%		0.5%		4.7%		4.1%	
平均給料	—		327,399円		409,450円		424,140円		440,067円	

適用職員数	3,725人
平均給料	336,934円

(4) 医療職給料表(1)

号給	1		2		3		4	
	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
1	286,900		357,300		379,200		483,000	
2	289,900		361,400		383,200		485,400	
3	292,900		365,500		387,200		487,900	
4	295,900		369,600		391,200		490,400	
5	298,600		373,600		395,000		492,600	
6	301,600		377,800		398,900		495,000	
7	304,600		382,000	1	402,800		497,400	
8	307,600		386,200		406,700		499,800	
9	310,500		390,000		410,500		502,100	
10	313,800		393,700		414,300		504,600	
11	317,100		397,600		418,300		507,100	
12	320,400		401,300		422,100		509,600	
13	323,600		404,700		425,600		511,700	
14	327,100		407,800		429,300		514,100	
15	330,600		411,100		433,200		516,500	
16	334,100		414,200		436,900		518,900	
17	337,500		417,200		440,300		520,900	
18	340,800		420,200		442,900		522,900	
19	344,100		423,400		445,700		524,800	
20	347,400		426,400		448,300		526,800	
21	350,500		429,500		450,800		528,700	
22	353,800		432,100		453,300		530,700	
23	357,100		434,800		455,900		532,600	
24	360,400		437,500		458,500		534,600	
25	363,400		439,700		460,800		536,300	
26	366,400		441,200		463,300		538,000	
27	369,600		442,900		466,000		539,700	
28	372,600		444,600		468,700		541,400	
29	375,600		446,300		471,000		542,800	
30	378,700		448,200		473,400		544,600	
31	382,000		450,200		475,900		546,400	
32	385,100		452,200		478,400		548,200	
33	387,900		453,800		480,600		549,600	
34	390,800		455,800		483,000		551,300	
35	393,900		457,800		485,400		553,000	
36	396,800		459,800		487,800		554,700	
37	399,700		461,500		490,100		556,000	
38	402,600		463,500		492,300		557,400	
39	405,600		465,500		494,500		558,800	
40	408,600		467,500		496,700		560,200	
41	411,100		469,100		498,700		561,300	
42	413,800		471,000		500,800		562,500	
43	416,700		472,900		502,900		563,700	
44	419,600		474,800		505,000		564,900	
45	422,400		476,500		506,900		565,800	
46	424,200		478,100		508,900		567,100	
47	426,100		479,700		510,800		568,400	
48	428,000		481,300		512,800		569,700	
49	429,600		482,600		514,700		570,600	
50	431,600		483,800		516,700		571,800	1
51	433,600		484,900		518,600		573,000	
52	435,600		486,100		520,600		574,200	
53	437,200		487,200		522,300		575,100	
54	439,200		488,200		524,200		576,200	
55	441,200		489,200		526,100		577,300	
56	443,200		490,200		528,000		578,400	
57	444,700		490,900		529,800		579,100	
58	446,600		491,900		531,600		579,700	
59	448,500		492,900		533,400		580,300	
60	450,400		493,900		535,200		580,900	
61	452,100		494,600		536,600		581,400	
62	453,900		495,500		538,300		581,900	
63	455,700		496,400		540,000		582,400	
64	457,500		497,300		541,700		582,900	
65	459,000		498,100		543,100		583,200	
66	460,300		499,000		544,200		583,700	
67	461,600		499,900		545,300		584,200	
68	462,900		500,800		546,400		584,700	
69	464,100		501,600		547,400		584,900	
70	465,200		502,500		548,600		585,300	
71	466,300		503,400		549,800		585,700	
72	467,400		504,300		551,000		586,100	
73	468,300		505,100		551,900		586,400	
74	469,200		506,000		553,200		586,700	
75	470,100		506,900		554,500		587,000	
76	471,000		507,800		555,800		587,300	
77	471,800		508,600		556,700		587,600	
78	472,300		509,500		557,700		588,000	
79	472,800		510,400	1	558,700		588,400	
80	473,300		511,300		559,700		588,800	

級 号給	1		2		3		4					
	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人				
81	473,500		512,000		560,500		589,100	1				
82			512,900		561,400		589,400					
83			513,800		562,300		589,700					
84			514,700		563,200		590,000					
85			515,400		564,100		590,300					
86			516,300		564,600							
87			517,200		565,100				565,600			
88			518,100		565,600				565,800			
89			518,800		1				566,300			
90									566,800			
91					567,300							
92					567,600							
93					568,100							
94					568,600							
95					569,100							
96					569,400							
97					569,900							
98					570,400							
99					570,900							
100					571,200							
101					571,700							
102					572,200							
103					572,700							
104					572,900							
105					572,900							
人員計	0人		3人		0人		2人					
構成比	0.0%		60.0%		0.0%		40.0%					
平均給料	—		470,400円		—		580,750円					

適用職員数	5人
平均給料	514,540円

級 号給	1		2		3		4		5		6	
	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額	人数	給料月額	人数
81	257,600		283,600		359,300		418,900					
82	258,800		284,200		360,000		419,600	1				
83	259,900		284,900		360,500		420,200					
84	261,100		285,600		361,000	1	420,900	1				
85	262,000		286,200		361,600		421,500					
86	263,100		286,700		362,400	1	422,100	1				
87	264,100		287,300		363,100		422,700	1				
88	265,000		287,900		363,800		423,300					
89	265,800		288,100		364,400		423,900					
90	266,900		288,600		364,800		424,300					
91	268,000		289,200		365,100		424,700					
92	269,100		289,700		365,400		425,000					
93	269,800		290,000		365,600		425,300	1				
94	270,400		290,600		365,900	1						
95	271,200		291,200		366,100							
96	272,000		291,600		366,200							
97	272,500		291,900		366,400							
98	273,100				366,600							
99	273,700				366,800							
100	274,300				367,000							
101	274,600				367,200	8						
人員計	0人		15人		53人		16人		7人		0人	
構成比	0.0%		16.5%		58.2%		17.6%		7.7%		0.0%	
平均給料	—		226,367円		311,196円		402,356円		430,071円		—	

適用職員数	91人
平均給料	322,386円

(6) 特定任期付職員給料表

号給		
	給料月額	人数
	円	人
1	363,000	
2	407,000	1
3	455,000	1
4	517,000	
5	591,000	1
6	691,000	
7	807,000	
人員計	3人	

適用職員数	3人
平均給料	484,333円

(参考)

(7) 技能労務職給料表 (作業員、調理員等)

号給	級	1		2		3		4	
		給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人
1		139,400		166,000		213,000		254,700	
2		139,900		167,700		214,700		256,300	
3		140,400		169,500		216,400		258,100	
4		140,900		171,300		218,100		260,000	
5		141,400		172,900		219,800		261,300	
6		142,200		174,700		221,600		263,100	
7		143,000		176,500		223,300		264,800	
8		143,800		178,200		225,000		266,500	
9		144,400	2	179,900		226,500		267,900	
10		145,100		181,800		228,300		269,600	
11		145,900		183,800		230,000		271,400	
12		146,700		185,700		231,800		273,300	
13		147,200	1	187,300		233,300		274,800	
14		148,500		188,800		234,800		276,800	
15		149,800		190,500		236,400		278,600	
16		151,000		191,900		238,200		280,400	
17		152,200	3	193,300		239,800		281,900	
18		153,700		194,700		241,400		283,700	
19		155,200		196,100		242,800		285,400	
20		156,600		197,500		244,300		287,200	
21		157,700	2	198,800		245,700		288,800	
22		159,200		200,200		247,300		290,900	
23		160,700		201,600		249,100		292,900	
24		162,100		202,800		251,000		294,800	
25		163,300	3	204,100		252,300		296,600	
26		165,800		205,700		254,100		298,700	
27		168,200		207,300		255,800		300,700	
28		170,700		208,800		257,500		302,700	
29		172,700	4	210,100		258,900		304,400	
30		174,500		211,600		260,600		306,500	
31		176,300		213,000		262,400		308,600	
32		178,000		214,500		264,300		310,700	
33		179,600	6	215,800		265,800		312,500	
34		181,400		217,300		267,800		314,500	
35		183,300	1	218,700		269,600		316,500	
36		185,100		220,100		271,400		318,400	
37		186,600	5	221,400		272,900		320,200	
38		187,900		223,000		274,700		322,000	
39		189,200	2	224,700		276,400		324,000	
40		190,500		226,400		278,200		326,000	
41		191,600	8	228,100		279,800	1	328,000	
42		192,800		229,600		281,900		330,000	
43		194,000	1	231,000		283,900		331,900	
44		195,200		232,400		285,800	1	334,000	
45		196,300	6	233,800	2	287,600		335,700	
46		197,500		235,400		289,700		337,500	
47		198,600	2	237,200		291,700		339,500	
48		199,700		238,900		293,700	3	341,200	
49		200,900	2	240,500		295,400		343,100	
50		202,000		242,100		297,500	5	345,100	
51		203,200	2	243,600	2	299,600	2	346,900	
52		204,400		245,200	3	301,700	1	349,000	
53		205,400	8	246,500	1	303,500		350,600	
54		206,500		248,200	2	305,500	7	352,300	
55		207,600	2	249,800	2	307,500	2	354,100	
56		208,700		251,400	1	309,400	5	355,800	
57		209,700	11	253,000	1	311,200	5	357,200	
58		210,900		254,600		313,000	4	358,500	
59		212,100	1	256,200	8	315,000	3	359,900	
60		213,200		257,800		317,000	2	361,200	
61		214,300	7	259,100	3	319,000	4	362,500	
62		215,000		260,600	3	321,000	4	363,600	
63		215,900	3	262,400	7	322,900	6	364,900	
64		216,900		264,100	3	325,000	4	366,200	
65		217,900	4	265,500	5	326,700	2	367,400	
66		218,900	1	267,200	4	328,500	4	368,500	
67		219,900	3	268,900	9	330,500	4	369,600	
68		221,000		270,600	3	332,200	4	370,700	
69		222,000	2	271,700	5	334,100	5	371,800	
70		223,200		273,400	4	336,100	3	372,600	
71		224,400	1	274,900	5	337,900	2	373,400	
72		225,800		276,500	7	340,000	1	374,100	
73		227,100		277,800	11	341,600	2	374,900	
74		228,100		279,300	6	343,300	4	375,600	1
75		229,300	1	280,700	7	345,100	4	376,300	2
76		230,400		282,300	5	346,800	1	377,000	
77		231,500	1	283,900	3	348,200	2	377,700	
78		232,500	1	285,300	5	349,500	2	378,300	
79		233,600	1	286,800	2	350,900	4	379,000	
80		234,800		288,400	6	352,200	4	379,700	

級 号給	1		2		3		4	
	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人
81	235,900		289,700	1	353,500	5	380,400	
82	237,000		291,200	1	354,600	6	380,800	
83	238,200		292,600		355,900	6	381,300	2
84	239,300	1	294,100		357,200	5	381,700	
85	240,400		295,500		358,400	4	382,100	
86	241,500		297,100		359,500	1	382,600	
87	242,600		298,600		360,600	4	383,100	
88	243,700		300,100		361,700	4	383,600	1
89	244,700		301,400		362,800	2	383,900	1
90	245,700		302,800		363,600	3	384,400	
91	246,700		304,100		364,400	4	384,900	
92	247,700		305,600		365,100	4	385,400	1
93	248,400		307,000		365,900	2	385,800	
94	249,400		308,300		366,600	2	386,300	
95	250,400		309,700		367,300	2	386,700	
96	251,300		311,200		368,000	3	387,200	
97	252,300		312,400		368,700	2	387,600	
98	253,400		313,200		369,300	1	388,100	1
99	254,300		314,200		370,000	1	388,500	
100	255,400		315,100		370,700	6	388,900	
101	256,200		316,100		371,400	2	389,200	
102			317,100		371,800	3	389,400	
103			317,900		372,300	3	389,600	1
104			318,800		372,700	4	389,700	1
105			319,400		373,100	1	389,900	
106			320,300		373,600	4	390,100	
107			321,200		374,100	3	390,300	
108			322,000		374,600	2	390,500	
109			322,600		374,900	2	390,700	
110					375,400	2	390,900	2
111					375,900	4	391,100	
112					376,400	4	391,300	
113					376,800	1	391,500	
114					377,300	3		
115					377,700			
116					378,200			
117					378,600	1		
118					379,100	1		
119					379,500	3		
120					379,900	2		
121					380,200			
122					380,400	5		
123					380,600	2		
124					380,700	1		
125					380,900			
126					381,100	1		
127					381,300			
128					381,500	2		
129					381,700	1		
人員計	98人		127人		231人		13人	
構成比	20.9%		27.1%		49.3%		2.8%	
平均給料	197,763円		270,366円		347,667円		383,992円	

適用職員数	469人
平均給料	296,418円

級 号給	1		2		3		4		5		6		7		8	
	給料月額 円	人数	給料月額 円	人数	給料月額 円	人数	給料月額 円	人数	給料月額 円	人数	給料月額 円	人数	給料月額 円	人数	給料月額 円	人数
71	224,400		274,900		337,900		383,900		407,300		435,900					
72	225,800		276,500		340,000		385,000		407,800		436,700					
73	227,100		277,800		341,600		386,000		408,400		437,400					
74	228,100		279,300		343,300		387,000		409,000		438,000	1				
75	229,300		280,700		345,100		388,000		409,600		438,500					
76	230,400		282,300		346,800		389,100		410,100		439,100					
77	231,500		283,900		348,200		389,900		410,600		439,600					
78	232,500		285,300		349,500		390,800		411,100		440,200	1				
79	233,600		286,800		350,900		391,500		411,600		440,800					
80	234,800		288,400		352,200		392,300		412,100		441,300					
81	235,900		289,700		353,500		393,000		412,500		441,700					
82			291,200		354,600		393,700		413,200		442,200					
83			292,600		355,900		394,400		414,000		442,700					
84			294,100		357,200		395,100		414,700		443,100					
85			295,500		358,400		395,700		415,400		443,600					
86					359,500		396,400		415,700		444,100					
87					360,600		397,000		416,000		444,600					
88					361,700		397,600		416,300		445,100					
89					362,800		398,200		416,500		445,600					
90					363,600		399,100		416,700		446,100					
91					364,400		399,300		416,900		446,600					
92					365,100		399,800		417,100	1	447,100					
93					365,900		400,300		417,300		447,500					
94					366,600		400,800									
95					367,300		401,300									
96					368,000		401,800									
97					368,700		402,200									
98					369,300		402,700									
99					370,000		403,200									
100					370,700		403,700									
101					371,400		404,000									
102					371,800		404,300									
103					372,300		404,600									
104					372,700		404,900									
105					373,100		405,100									
106					373,600		405,400									
107					374,100		405,600									
108					374,600		405,800									
109					374,900		406,000									
110					375,400											
111					375,900											
112					376,400											
113					376,800											
114					377,300											
115					377,700											
116					378,200											
117					378,600											
118					379,100											
119					379,500											
120					379,900											
121					380,200											
122					380,400											
123					380,600											
124					380,700											
125					380,900											
126					381,100											
127					381,300											
128					381,500											
129					381,700											
人員計	0人		7人		6人		3人		2人		2人		1人		0人	
構成比	0.0%		33.3%		28.6%		14.3%		9.5%		9.5%		4.8%		0.0%	
平均給料	—		200,286円		284,967円		362,400円		409,400円		439,100円		471,600円		—	

適用職員数	21人
平均給料	303,219円

号給	1		2		3		4		5		6		7		8	
	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
71	224,400		274,900		337,900		383,900		407,300		435,900					
72	225,800		276,500		340,000		385,000	1	407,800		436,700					
73	227,100		277,800		341,600		386,000	3	408,400		437,400					
74	228,100		279,300		343,300		387,000		409,000	1	438,000					
75	229,300		280,700		345,100		388,000		409,600		438,500	1				
76	230,400		282,300		346,800		389,100		410,100		439,100					
77	231,500		283,900		348,200		389,900		410,600		439,600	1				
78	232,500		285,300		349,500		390,800		411,100		440,200					
79	233,600		286,800		350,900		391,500		411,600		440,800					
80	234,800		288,400		352,200	1	392,300	1	412,100		441,300					
81	235,900		289,700		353,500		393,000		412,500		441,700					
82			291,200		354,600		393,700		413,200		442,200					
83			292,600		355,900		394,400	1	414,000		442,700					
84			294,100		357,200		395,100		414,700		443,100	1				
85			295,500		358,400		395,700		415,400		443,600					
86					359,500		396,400		415,700		444,100					
87					360,600		397,000		416,000		444,600					
88					361,700	1	397,600		416,300		445,100					
89					362,800		398,200		416,500		445,600					
90					363,600		399,100		416,700		446,100					
91					364,400		399,300		416,900		446,600					
92					365,100		399,800		417,100		447,100					
93					365,900		400,300		417,300	1	447,500	2				
94					366,600		400,800									
95					367,300		401,300	1								
96					368,000		401,800									
97					368,700		402,200									
98					369,300		402,700									
99					370,000		403,200									
100					370,700		403,700									
101					371,400		404,000									
102					371,800		404,300									
103					372,300		404,600									
104					372,700		404,900									
105					373,100		405,100									
106					373,600		405,400									
107					374,100		405,600									
108					374,600		405,800	1								
109					374,900		406,000									
110					375,400											
111					375,900											
112					376,400											
113					376,800											
114					377,300											
115					377,700											
116					378,200											
117					378,600											
118					379,100											
119					379,500											
120					379,900											
121					380,200											
122					380,400											
123					380,600											
124					380,700											
125					380,900											
126					381,100											
127					381,300											
128					381,500											
129					381,700											
人員計	3人		31人		34人		14人		3人		9人		0人		1人	
構成比	3.2%		32.6%		35.8%		14.7%		3.2%		9.5%		0.0%		1.1%	
平均給料	162,700円		213,087円		280,456円		374,914円		406,400円		436,756円		—		500,400円	

適用職員数	95人
平均給料	289,774円

(参考)

(10) 病院局医療職給料表(1) (病院の医師、歯科医師)

号給	級	1		2		3		4	
		給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人
1		286,900		357,300		379,200		483,000	
2		289,900		361,400		383,200		485,400	
3		292,900		365,500		387,200		487,900	
4		295,900		369,600		391,200		490,400	
5		298,600		373,600		395,000		492,600	
6		301,600		377,800		398,900		495,000	
7		304,600		382,000		402,800		497,400	
8		307,600		386,200		406,700		499,800	
9		310,500		390,000		410,500		502,100	
10		313,800		393,700		414,300		504,600	
11		317,100		397,600		418,300		507,100	
12		320,400		401,300		422,100		509,600	
13		323,600	5	404,700	6	425,600		511,700	
14		327,100		407,800		429,300		514,100	
15		330,600		411,100		433,200		516,500	
16		334,100		414,200		436,900		518,900	
17		337,500	7	417,200	2	440,300		520,900	
18		340,800		420,200		442,900		522,900	
19		344,100		423,400		445,700		524,800	
20		347,400		426,400		448,300		526,800	
21		350,500	3	429,500	2	450,800		528,700	
22		353,800		432,100		453,300		530,700	
23		357,100		434,800		455,900		532,600	
24		360,400		437,500		458,500		534,600	
25		363,400	6	439,700	3	460,800		536,300	
26		366,400		441,200		463,300		538,000	
27		369,600		442,900		466,000		539,700	
28		372,600		444,600		468,700		541,400	
29		375,600		446,300	4	471,000		542,800	
30		378,700		448,200		473,400		544,600	
31		382,000		450,200		475,900		546,400	
32		385,100		452,200		478,400		548,200	
33		387,900		453,800	1	480,600		549,600	
34		390,800		455,800		483,000		551,300	
35		393,900		457,800		485,400		553,000	
36		396,800		459,800		487,800		554,700	
37		399,700		461,500	4	490,100		556,000	
38		402,600		463,500		492,300		557,400	
39		405,600		465,500		494,500		558,800	1
40		408,600		467,500		496,700		560,200	
41		411,100		469,100	4	498,700		561,300	
42		413,800		471,000		500,800		562,500	
43		416,700		472,900		502,900		563,700	
44		419,600		474,800		505,000		564,900	
45		422,400		476,500	2	506,900		565,800	
46		424,200		478,100		508,900		567,100	
47		426,100		479,700		510,800		568,400	
48		428,000		481,300		512,800		569,700	
49		429,600		482,600	6	514,700		570,600	
50		431,600		483,800		516,700		571,800	
51		433,600		484,900		518,600		573,000	
52		435,600		486,100		520,600		574,200	
53		437,200		487,200	12	522,300		575,100	
54		439,200		488,200		524,200		576,200	
55		441,200		489,200		526,100		577,300	
56		443,200		490,200		528,000		578,400	
57		444,700		490,900	3	529,800		579,100	
58		446,600		491,900		531,600		579,700	
59		448,500		492,900		533,400		580,300	
60		450,400		493,900		535,200		580,900	
61		452,100		494,600	5	536,600		581,400	
62		453,900		495,500		538,300		581,900	
63		455,700		496,400		540,000		582,400	
64		457,500		497,300		541,700		582,900	
65		459,000		498,100	4	543,100	2	583,200	
66		460,300		499,000		544,200		583,700	
67		461,600		499,900	2	545,300		584,200	
68		462,900		500,800		546,400	2	584,700	
69		464,100		501,600	5	547,400		584,900	
70		465,200		502,500		548,600	1	585,300	
71		466,300		503,400	2	549,800	1	585,700	
72		467,400		504,300		551,000		586,100	
73		468,300		505,100	4	551,900		586,400	
74		469,200		506,000		553,200	3	586,700	
75		470,100		506,900		554,500		587,000	
76		471,000		507,800	1	555,800		587,300	
77		471,800		508,600	4	556,700		587,600	
78		472,300		509,500		557,700		588,000	
79		472,800		510,400	3	558,700		588,400	
80		473,300		511,300		559,700	1	588,800	

級 給 号	1		2		3		4	
	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人
81	473,500		512,000	2	560,500		589,100	
82			512,900		561,400	1	589,400	
83			513,800	1	562,300		589,700	
84			514,700		563,200		590,000	
85			515,400	3	564,100		590,300	
86			516,300	1	564,600			
87			517,200	1	565,100			
88			518,100		565,600			
89			518,800	30	565,800			
90					566,300			
91					566,800			
92					567,300			
93					567,600			
94					568,100			
95					568,600			
96					569,100			
97					569,400			
98					569,900			
99					570,400			
100					570,900			
101					571,200			
102					571,700			
103					572,200			
104					572,700			
105					572,900			
人員計	21人		117人		11人		1人	
構成比	14.0%		78.0%		7.3%		0.7%	
平均給料	343,448円		489,958円		550,736円		558,800円	

適用職員数	150人
平均給料	474,363円

級 号給	1		2		3		4		5		6	
	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額	人数	給料月額	人数
81	257,600		283,600		359,300		418,900					
82	258,800		284,200		360,000		419,600					
83	259,900		284,900		360,500		420,200					
84	261,100		285,600		361,000		420,900					
85	262,000		286,200		361,600		421,500					
86	263,100		286,700		362,400	1	422,100					
87	264,100		287,300		363,100		422,700					
88	265,000		287,900		363,800		423,300					
89	265,800		288,100		364,400		423,900					
90	266,900		288,600		364,800		424,300					
91	268,000		289,200		365,100		424,700					
92	269,100		289,700		365,400		425,000					
93	269,800		290,000		365,600		425,300					
94	270,400		290,600		365,900	1						
95	271,200		291,200		366,100							
96	272,000		291,600		366,200							
97	272,500		291,900		366,400							
98	273,100				366,600							
99	273,700				366,800							
100	274,300				367,000							
101	274,600				367,200	7						
人員計	1人		25人		99人		15人		6人		2人	
構成比	0.7%		16.9%		66.9%		10.1%		4.1%		1.4%	
平均給料	189,700円		220,152円		289,974円		397,373円		429,800円		439,450円	

適用職員数	148人
平均給料	290,076円

級 号給	1		2		3		4		5		6	
	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
81	261,600		315,300		352,100	2	406,500	1				
82	262,300		316,000		353,000	8	407,100					
83	262,900		316,700	1	353,900	4	407,600	1				
84	263,600		317,200		354,700	5	408,100	3				
85	263,900		317,600		355,500	3	408,600	1				
86	264,600		318,200		356,300	3	409,100					
87	265,100		318,700		357,200	2	409,600	1				
88	265,700		319,300		358,100	5	410,100	1				
89	266,300		319,700		359,000	2	410,600					
90	266,900		320,300		359,900		411,000					
91	267,400		320,900		360,700		411,400					
92	268,000		321,500		361,500		411,700					
93	268,500		322,000		362,300	1	412,000					
94	268,900		322,600		363,300	2						
95	269,200		323,200		364,300	3						
96	269,600		323,700		365,300	2						
97	269,700		324,100		366,200	4						
98			324,600		366,900							
99			325,100		367,700	4						
100			325,600		368,500	4						
101			325,800		369,200	3						
102			326,100		369,900	1						
103			326,300		370,600	1						
104			326,600		371,300	1						
105			326,800		371,800	1						
106			327,100		372,400	4						
107			327,400		373,000	1						
108			327,700		373,500							
109			327,900		374,000							
110			328,200		374,600	1						
111			328,500		375,100	3						
112			328,800		375,600	1						
113			329,100		376,100	3						
114					376,600							
115					377,000	2						
116					377,500	3						
117					377,900							
118					378,400	1						
119					378,900	2						
120					379,400	3						
121					379,900	3						
人員計	47人		195人		302人		27人		8人		2人	
構成比	8.1%		33.6%		52.0%		4.6%		1.4%		0.3%	
平均給料	208,421円		234,833円		327,004円		398,385円		422,388円		438,550円	

適用職員数	581人
平均給料	291,490円

(参考)

(13) 病院局技能労務職給料表 (病院局の技能員、看護補助員等)

号給	級	1		2		3		4	
		給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
1		139,400		166,000		213,000		254,700	
2		139,900		167,700		214,700		256,300	
3		140,400		169,500		216,400		258,100	
4		140,900		171,300		218,100		260,000	
5		141,400		172,900		219,800		261,300	
6		142,200		174,700		221,600		263,100	
7		143,000		176,500		223,300		264,800	
8		143,800		178,200		225,000		266,500	
9		144,400		179,900		226,500		267,900	
10		145,100		181,800		228,300		269,600	
11		145,900		183,800		230,000		271,400	
12		146,700		185,700		231,800		273,300	
13		147,200		187,300		233,300		274,800	
14		148,500		188,800		234,800		276,800	
15		149,800		190,500		236,400		278,600	
16		151,000		191,900		238,200		280,400	
17		152,200		193,300		239,800		281,900	
18		153,700		194,700		241,400		283,700	
19		155,200		196,100		242,800		285,400	
20		156,600		197,500		244,300		287,200	
21		157,700		198,800		245,700		288,800	
22		159,200		200,200		247,300		290,900	
23		160,700		201,600		249,100		292,900	
24		162,100		202,800		251,000		294,800	
25		163,300		204,100		252,300		296,600	
26		165,800		205,700		254,100		298,700	
27		168,200		207,300		255,800		300,700	
28		170,700		208,800		257,500		302,700	
29		172,700		210,100		258,900		304,400	
30		174,500		211,600		260,600		306,500	
31		176,300		213,000		262,400		308,600	
32		178,000		214,500		264,300		310,700	
33		179,600		215,800		265,800		312,500	
34		181,400		217,300		267,800		314,500	
35		183,300		218,700		269,600		316,500	
36		185,100		220,100		271,400		318,400	
37		186,600		221,400		272,900		320,200	
38		187,900		223,000		274,700		322,000	
39		189,200		224,700		276,400		324,000	
40		190,500		226,400		278,200		326,000	
41		191,600		228,100		279,800		328,000	
42		192,800		229,600		281,900		330,000	
43		194,000		231,000		283,900		331,900	
44		195,200		232,400		285,800		334,000	
45		196,300		233,800		287,600		335,700	
46		197,500		235,400		289,700		337,500	
47		198,600		237,200		291,700		339,500	
48		199,700		238,900		293,700		341,200	
49		200,900		240,500		295,400		343,100	
50		202,000		242,100		297,500		345,100	
51		203,200		243,600		299,600		346,900	
52		204,400		245,200		301,700		349,000	
53		205,400		246,500		303,500		350,600	
54		206,500		248,200		305,500		352,300	
55		207,600		249,800		307,500		354,100	
56		208,700		251,400		309,400		355,800	
57		209,700		253,000		311,200		357,200	
58		210,900		254,600		313,000		358,500	
59		212,100		256,200		315,000		359,900	
60		213,200		257,800		317,000		361,200	
61		214,300		259,100		319,000		362,500	
62		215,000		260,600		321,000		363,600	
63		215,900		262,400		322,900	1	364,900	
64		216,900		264,100		325,000		366,200	
65		217,900		265,500		326,700		367,400	
66		218,900		267,200		328,500		368,500	
67		219,900		268,900		330,500		369,600	
68		221,000		270,600		332,200		370,700	
69		222,000		271,700		334,100		371,800	
70		223,200		273,400		336,100		372,600	
71		224,400		274,900		337,900		373,400	
72		225,800		276,500		340,000		374,100	
73		227,100		277,800		341,600		374,900	
74		228,100		279,300		343,300		375,600	
75		229,300		280,700		345,100		376,300	
76		230,400		282,300		346,800		377,000	
77		231,500		283,900		348,200		377,700	
78		232,500		285,300		349,500		378,300	
79		233,600		286,800		350,900		379,000	
80		234,800		288,400		352,200		379,700	

級 号給	1		2		3		4	
	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人
81	235,900		289,700		353,500		380,400	
82	237,000		291,200		354,600		380,800	
83	238,200		292,600		355,900		381,300	
84	239,300		294,100		357,200		381,700	
85	240,400		295,500		358,400		382,100	
86	241,500		297,100		359,500		382,600	
87	242,600		298,600		360,600		383,100	
88	243,700		300,100		361,700		383,600	
89	244,700		301,400		362,800		383,900	
90	245,700		302,800		363,600		384,400	
91	246,700		304,100		364,400		384,900	
92	247,700		305,600		365,100		385,400	
93	248,400		307,000		365,900		385,800	
94	249,400		308,300		366,600		386,300	
95	250,400		309,700		367,300		386,700	
96	251,300		311,200		368,000		387,200	
97	252,300		312,400		368,700		387,600	
98	253,400		313,200		369,300		388,100	
99	254,300		314,200		370,000		388,500	
100	255,400		315,100		370,700		388,900	
101	256,200		316,100		371,400		389,200	
102			317,100		371,800		389,400	
103			317,900		372,300		389,600	
104			318,800		372,700		389,700	
105			319,400		373,100		389,900	
106			320,300		373,600		390,100	
107			321,200		374,100		390,300	
108			322,000		374,600		390,500	
109			322,600		374,900		390,700	
110					375,400		390,900	
111					375,900		391,100	
112					376,400		391,300	
113					376,800		391,500	
114					377,300			
115					377,700			
116					378,200			
117					378,600	1		
118					379,100			
119					379,500			
120					379,900			
121					380,200			
122					380,400			
123					380,600	1		
124					380,700			
125					380,900			
126					381,100			
127					381,300			
128					381,500			
129					381,700			
人員計	0人		0人		3人		0人	
構成比	0.0%		0.0%		100.0%		0.0%	
平均給料	—		—		360,700円		—	

適用職員数	3人
平均給料	360,700円

第4表 職員の給料表別、職務の級別、年齢別人員等

(1) 行政職給料表(一般)

年齢	級								
	1	2	3	4	5	6	7	8	計
18	8								8
19	8								8
20	27								27
21	21								21
22	27	94							121
23	8	109							117
24	7	116							123
25	8	109							117
26	4	130							134
27	7	145							152
28	1	79	35						115
29	5	52	34						91
30	2	47	71						120
31	3	30	98						131
32	6	29	91						126
33	5	23	136	2					166
34	3	14	127						144
35	3	13	123						139
36	2	9	137	5					153
37		10	86	16			1		113
38		15	98	23			1		137
39		8	94	23				1	126
40		9	76	29	1				115
41		4	79	40			1		124
42		8	75	54	4				141
43			70	63	14	2			149
44	1	1	57	48	11	3			121
45			47	53	6	3			109
46		1	42	58	9	4			114
47	2	2	54	54	15	8			135
48			45	52	26	17			140
49		1	41	47	36	13	1		139
50			26	32	22	14			94
51			33	27	18	25	6	1	110
52			28	20	30	21	2		101
53			21	31	41	22	6		121
54			25	27	27	31	3	1	114
55			22	28	22	37	9		118
56			10	12	20	26	6	4	78
57			15	14	15	26	8	2	80
58			9	21	12	7	12	5	66
59			11	15	9	14	9	4	62
60以上									
人員計	158人	1,058人	1,916人	794人	338人	273人	65人	18人	4,620人
平均給料	177,537円	206,749円	303,128円	378,923円	411,245円	436,938円	478,385円	501,867円	308,845円
平均年齢	24.6歳	27.7歳	39.7歳	47.2歳	51.7歳	53.5歳	55.3歳	56.4歳	39.7歳

(注) 上記の平均給料には調整額は含まれていない。(以下同じ。)

(2) 行政職給料表 (消防職員)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	8								8
19	14								14
20	14								14
21	24								24
22	30	12							42
23	13	14							27
24	5	21							26
25	4	35							39
26		37							37
27		42							42
28		24	14						38
29		17	13						30
30		12	12						24
31		6	17						23
32			27						27
33			26						26
34			30						30
35			21						21
36			20	2					22
37			9						9
38			19	3					22
39			10	6					16
40			6	8					14
41			3	9					12
42			4	10					14
43			1	5					6
44			4	3	2				9
45				3	1				4
46			4	11	4				19
47			2	4	4	1			11
48			5	6	1				12
49			3		1	3			7
50			5	5	1	1			12
51			3	1	1	1			6
52			2	4	1	1			8
53			3	11	2	3			19
54			1	3	4	3			11
55			10	12	5	1	1		29
56			12	9	6	6	2		35
57			9	9	3	2	1		24
58			17	7	5	4	1		34
59			16	6	5	7	5	1	40
60以上									
人員計	112人	220人	328人	137人	46人	33人	10人	1人	887人
平均給料	171,970円	207,964円	311,135円	387,783円	414,450円	436,112円	473,940円	494,100円	291,861円
平均年齢	21.7歳	26.8歳	40.4歳	49.3歳	53.6歳	55.5歳	58.3歳	59.2歳	37.5歳

(3) 教育職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	計
	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		34				34
23		68				68
24		87				87
25		102				102
26		147				147
27		140				140
28		123				123
29		124				124
30		141				141
31		141				141
32		136				136
33		166				166
34		138				138
35		151				151
36		155				155
37		165				165
38		135				135
39		118				118
40		87				87
41		93				93
42		96		2		98
43		71	2	5		78
44		48		7		55
45		53		10		63
46		48		12		60
47		37		11		48
48		44		10		54
49		41	1	16		58
50		42	1	22		65
51		32		15		47
52		46	1	11	2	60
53		40	1	16	1	58
54		44		15	12	71
55		40	3	11	14	68
56		50	2	6	14	72
57		69	1	1	39	110
58		59	6	2	31	98
59		69		4	38	111
60以上						
人員計	0人	3,380人	18人	176人	151人	3,725人
平均給料	—	327,399円	409,450円	424,140円	440,067円	336,934円
平均年齢	—	37.6歳	54.5歳	50.7歳	57.6歳	39.1歳

(4) 医療職給料表(1)

級 年齢	1	2	3	4	計
18	人	人	人	人	人
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33		1			1
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49		1			1
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56				1	1
57					
58					
59				1	1
60以上		1			1
人員計	0人	3人	0人	2人	5人
平均給料	—	470,400円	—	580,750円	514,540円
平均年齢	—	49.1歳	—	58.0歳	52.7歳

(5) 医療職給料表(2)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	計
	人	人	人	人	人	人	人
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24		1					1
25		3					3
26		1					1
27		2					2
28			2				2
29			3				3
30		2					2
31							
32		1	2				3
33		3	5				8
34			5				5
35		2	2				4
36			3				3
37			2				2
38			3				3
39			3				3
40			5				5
41							
42			2	2			4
43			1	1			2
44				1			1
45			2				2
46			2				2
47			1	1	1		3
48			1	1	1		3
49							
50			1		1		2
51				4	2		6
52			1				1
53			1		1		2
54			1	2			3
55			4	1			5
56			1	2			3
57				1	1		2
58							
59							
60以上							
人員計	0人	15人	53人	16人	7人	0人	91人
平均給料	—	226,367円	311,196円	402,356円	430,071円	—	322,386円
平均年齢	—	29.8歳	40.3歳	50.6歳	51.3歳	—	41.3歳

(6) 特定任期付職員給料表

号給 年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								
51								
52								
53								
54								
55								
56			1					1
57								
58		1			1			2
59								
60以上								
人員計	0人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	3人
平均給料	—	407,000円	455,000円	—	591,000円	—	—	484,333円
平均年齢	—	58.5歳	56.3歳	—	58.3歳	—	—	57.7歳

(参考)

(7) 技能労務職給料表

級 年齢	1	2	3	4	計
18	2				2
19	1				1
20	3				3
21	1				1
22	2				2
23					
24	2				2
25	7				7
26	8				8
27	5				5
28	5				5
29	2				2
30	1				1
31	4				4
32	6	1			7
33	3				3
34	2	2			4
35	3	4			7
36	6	9	2		17
37	15	8	3		26
38	3	2	3		8
39	5	6	1		12
40	6	8	3		17
41	3	5	1		9
42	2	8	5		15
43	1	9	6		16
44		15	4		19
45		16	8		24
46		21	12		33
47		13	15		28
48			27		27
49			18	1	19
50			11		11
51			21	1	22
52			14		14
53			14	1	15
54			9	1	10
55			10	1	11
56			12	5	17
57			5	1	6
58			13	1	14
59			14	1	15
60以上					
人員計	98人	127人	231人	13人	469人
平均給料	197,763円	270,366円	347,667円	383,992円	296,418円
平均年齢	32.4歳	42.8歳	50.7歳	55.4歳	44.8歳

(参考)

(8) 水道局企業職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18									
19									
20									
21									
22		1							1
23									
24									
25		3							3
26		1							1
27									
28									
29									
30		2							2
31									
32									
33			1						1
34			1						1
35									
36									
37									
38			2						2
39									
40			1						1
41									
42									
43			1						1
44				1					1
45				1	1				2
46				1					1
47									
48									
49									
50					1				1
51									
52						1			1
53									
54									
55									
56									
57						1			1
58							1		1
59									
60以上									
人員計	0人	7人	6人	3人	2人	2人	1人	0人	21人
平均給料	—	200,286円	284,967円	362,400円	409,400円	439,100円	471,600円	—	303,219円
平均年齢	—	26.5歳	38.2歳	45.4歳	48.4歳	55.3歳	58.5歳	—	38.9歳

(参考)

(9) 病院局行政職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	計
18	1								1
19									
20									
21	1								1
22	1								1
23									
24		2							2
25		1							1
26		5							5
27		1							1
28			1						1
29		1	1						2
30		1	2						3
31		1	4						5
32			1						1
33			4						4
34		1	2						3
35			2						2
36									
37		2		1					3
38			3						3
39			1	2					3
40		1	1						2
41		1	3						4
42		2	1		1				4
43		3	1	2					6
44			4	2					6
45			2	1					3
46		1				1			2
47		2		1		1			4
48				2	1	1			4
49									
50		1							1
51						1			1
52				2					2
53			1			2			3
54		1				1			2
55						1			1
56		2							2
57				1					1
58		2							2
59					1	1		1	3
60以上									
人員計	3人	31人	34人	14人	3人	9人	0人	1人	95人
平均給料	162,700円	213,087円	280,456円	374,914円	406,400円	436,756円	—	500,400円	289,774円
平均年齢	21.1歳	39.0歳	37.7歳	46.1歳	50.3歳	52.3歳	—	59.0歳	40.8歳

(参考)

(10) 病院局医療職給料表(1)

級 年齢	1	2	3	4	計
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26	3				3
27	2				2
28	2				2
29	9				9
30	3	1			4
31	1	2			3
32		2			2
33					
34		5			5
35		2			2
36		1			1
37	1	5			6
38		5			5
39		5			5
40		6			6
41		6			6
42		6			6
43		5			5
44		5			5
45		7			7
46		5			5
47		7			7
48		2			2
49		5			5
50		2			2
51		4			4
52		4			4
53		2			2
54					
55		1			1
56		2	1		3
57		5	1		6
58		3	3		6
59		2	3		5
60以上		10	3	1	14
人員計	21人	117人	11人	1人	150人
平均給料	343,448円	489,958円	550,736円	558,800円	474,363円
平均年齢	29.3歳	46.4歳	59.7歳	63.9歳	45.1歳

(参考)

(11) 病院局医療職給料表(2)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	計
18							
19							
20							
21							
22		2					2
23		4					4
24							
25							
26		4					4
27		1					1
28			6				6
29		3	5				8
30		3	12				15
31			11				11
32		2	3				5
33	1	2	4				7
34			4				4
35			9				9
36			2	1			3
37		1	3				4
38			8				8
39		1	7				8
40			2	1			3
41			5				5
42		1	3	2			6
43		1	5				6
44							
45			1				1
46			1				1
47				1			1
48			1				1
49							
50			2				2
51							
52			2	1	1		4
53				2	1		3
54			1	1			2
55			1	1		1	3
56			1	3			4
57					1		1
58				2	3		5
59						1	1
60以上							
人員計	1人	25人	99人	15人	6人	2人	148人
平均給料	189,700円	220,152円	289,974円	397,373円	429,800円	439,450円	296,076円
平均年齢	33.8歳	29.8歳	36.7歳	51.0歳	56.5歳	57.8歳	38.1歳

(参考)

(12) 病院局医療職給料表(3)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	計
18							
19							
20	5						5
21	34	1					35
22	1	20					21
23		22					22
24	1	25					26
25	1	36					37
26		32					32
27		21					21
28	1	7	17				25
29	1	3	9				13
30	1	3	9				13
31		3	9				12
32	1	3	2				6
33	1		5				6
34		2	3				5
35		2	6				8
36			6				6
37		1	6				7
38		3	8				11
39			13				13
40			13				13
41		2	16				18
42		1	6				7
43			19				19
44		3	22				25
45			15	2			17
46		1	11	2			14
47		1	16	2			19
48			15	3			18
49			15	4	2		21
50			16	2	1		19
51		1	12	2			15
52			4	3			7
53		1	6	1			8
54		1	9	2			12
55			4				4
56			4				4
57			2	1	2		5
58			1	2	2	2	7
59			3	1	1		5
60以上							
人員計	47人	195人	302人	27人	8人	2人	581人
平均給料	208,421円	234,833円	327,004円	398,385円	422,388円	438,550円	291,490円
平均年齢	22.6歳	27.3歳	43.2歳	51.1歳	55.1歳	58.6歳	36.8歳

(参考)

(13) 病院局技能労務職給料表

級 年齢	1	2	3	4	計
18	人	人	人	人	人
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46			1		1
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55			1		1
56					
57					
58					
59			1		1
60以上					
人員計	0人	0人	3人	0人	3人
平均給料	—	—	360,700円	—	360,700円
平均年齢	—	—	53.8歳	—	53.8歳

第5表 職員の扶養手当の支給状況

1 支給区分別職員数

支給区分		給料表適用職員
受給者数		人 3,280
扶養親族の内訳	配偶者 (手当額 6,500円)	1,385
	子 (手当額 10,000円)	5,028
	子以外の扶養親族 (手当額 6,500円)	172
	延扶養親族数	6,585
	特定期間にある子 (加算額 5,000円)	1,033
非受給者数		6,064
受給者1人当たり平均手当額		19,949円

(参考)

技能労務職員及び 企業職員を含む全職員	
人 3,791	
1,555	
5,826	
209	
7,590	
1,257	
6,991	
20,010円	

- (注) 1 第5表1及び2でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象になっているものをいう。
 2 「特定期間にある子」とは、扶養親族のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子をいう。
 3 給料表適用職員とは、「千葉市職員の給与に関する条例」に定める給料表の適用を受ける職員をいう。
 以下、第8表までについて同じ。

2 扶養親族数別職員数

扶養親族数	給料表適用職員
1人	人 1,143
2人	1,194
3人	744
4人	176
5人以上	23
受給者1人当たり平均扶養親族数	2.0人

(参考)

技能労務職員及び 企業職員を含む全職員	
人 1,328	
1,391	
840	
203	
29	
2.0人	

第6表 職員の管理職手当の支給状況

給料表 \ 区分	手 当 受 給 者 数	受給者1人当たり平均手当額
行 政 職 (一 般)	人 694	円 77,046
行 政 職 (消 防)	90	76,492
教 育 職	327	62,731
医 療 職 (1)	5	114,600
医 療 職 (2)	7	67,100
計	1,123	72,939

(参考)

技 能 労 務 職	0	0	
企 業 職	水 道 局	5	80,900
	病 院 局 (行 政 職)	13	79,338
	病 院 局 (医 療 職 (1))	12	120,775
	病 院 局 (医 療 職 (2))	8	69,875
	病 院 局 (医 療 職 (3))	10	69,320
	病 院 局 (技 能 労 務 職)	0	0
合 計	1,171	73,482	

第7表 職員の住居手当の支給状況

(参考)

区 分		給料表適用職員	技能労務職員及び 企業職員を含む全職員
受 給 者	最高支給限度額(27,000円) 未満の受給者	404 人	459 人
	最高支給限度額(27,000円) の受給者	2,068	2,406
	計	2,472	2,865
非 受 給 者		6,859	7,933
受給者1人当たり平均手当額		26,457 円	26,458 円

第8表 職員の通勤手当の支給状況

(参考)

区 分		給料表適用職員	技能労務職員及び 企業職員を含む全職員	
受 給 者	の交 み通 利機 用関 者等	最高支給限度額(55,000円) 未満の受給者	2,995 人	3,319 人
		最高支給限度額(55,000円) の受給者	0	0
		小 計	2,995	3,319
給 者	自動車等のみ使用者		5,445	6,464
	併自交 動通 車機 用等関 者のと	最高支給限度額(55,000円) 未満の受給者	563	617
		最高支給限度額(55,000円) の受給者	0	0
		小 計	563	617
	計		9,003	10,400
非 受 給 者		328	398	
受給者1人当たり平均手当額		8,692 円	8,588 円	

第9表 再任用職員の給料表別、職務の級別人員等

1 再任用職員（フルタイム勤務）

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8
行政職 (一般)	135人	人	人	100人	7人	16人	8人	4人	人
行政職 (消防)	24			24					
教育職	130		115			15			
医療職(2)	1				1				
医療職(3)	1			1					
給料表計	291								
60歳	106								
61歳	74								
62歳	61								
63歳	32								
64歳	18								

(参考)

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8
技能労務職	31人	人	人	31人	人				
病院局 (医療職(2))	8			8		人	人		
病院局 (医療職(3))	6			5			1		
病院局 (技能労務職)	1			1					
給料表計	46								
60歳	10								
61歳	9								
62歳	7								
63歳	11								
64歳	9								

(注) 該当者のいる給料表のみ掲載した。(次表について同じ。)

2 再任用職員（短時間勤務）

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8
行政職 （一般）	70人	人	人	70人	人	人	人	人	人
行政職 （消防）	48			48					
教育職	55		55						
医療職（2）	1			1					
給料表計	174								
60歳	39								
61歳	41								
62歳	38								
63歳	31								
64歳	25								

（参考）

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8
技能労務職	2人	人	人	2人	人				
病院局 （行政職）	1			1					
病院局 （医療職（2））	2			2					
病院局 （医療職（3））	3			3					
給料表計	8								
60歳	2								
61歳	3								
62歳									
63歳	2								
64歳	1								

2 民間給与関係資料

令和3年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和3年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院、千葉県人事委員会、大阪府人事委員会、広島県人事委員会、名古屋市人事委員会、大阪市人事委員会、神戸市人事委員会及び特別区人事委員会

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本市内の民間事業所 395事業所

(2) 調査対象職種

事務・技術関係職種22職種、その他の職種32職種、合計54職種

調査対象職種一覧表

初任給関係以外の調査職種（58職種）	事務・技術関係職種（16職種）	支店長 事務部長 事務部次長 事務課長	事務課長代理 事務係長 事務主任 事務係員	初任給関係職種（18職種）	事務・技術関係職種（6職種）	新卒事務員(大学卒) 新卒事務員(短大卒) 新卒事務員(高校卒)
		工場長 技術部長 技術部次長 技術課長	技術課長代理 技術係長 技術主任 技術係員			新卒技術者(大学卒) 新卒技術者(短大卒) 新卒技術者(高校卒)
	その他職種（42職種）	電話交換手 自家用乗用自動車運転手 守衛 用務員 船長・機関長 一等航海士・機関士 二等航海士・機関士 三等航海士・機関士 運航士 甲板長・操機長 甲板手・操機手 甲板員・機関員 大学学長・副学長・学部長 大学教授 大学准教授 大学講師 大学助教 高等学校校長 高等学校教頭 高等学校教諭	研究所長 研究部(課)長 研究室(係)長 主任研究員 研究員 研究補助員 病院長 副院長 医科長 医師 歯科医師 薬局長 薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 栄養士 理学療法士 作業療法士 総看護師長 看護師長 看護師 准看護師			その他職種（12職種）

(注) 本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、医療関係22職種（本表中網掛けされた部分）については、調査対象外とした。

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を組織（本店・支店の別）、企業規模、産業により10層に層化し、これらの層から100事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第10表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

調査事業所において初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

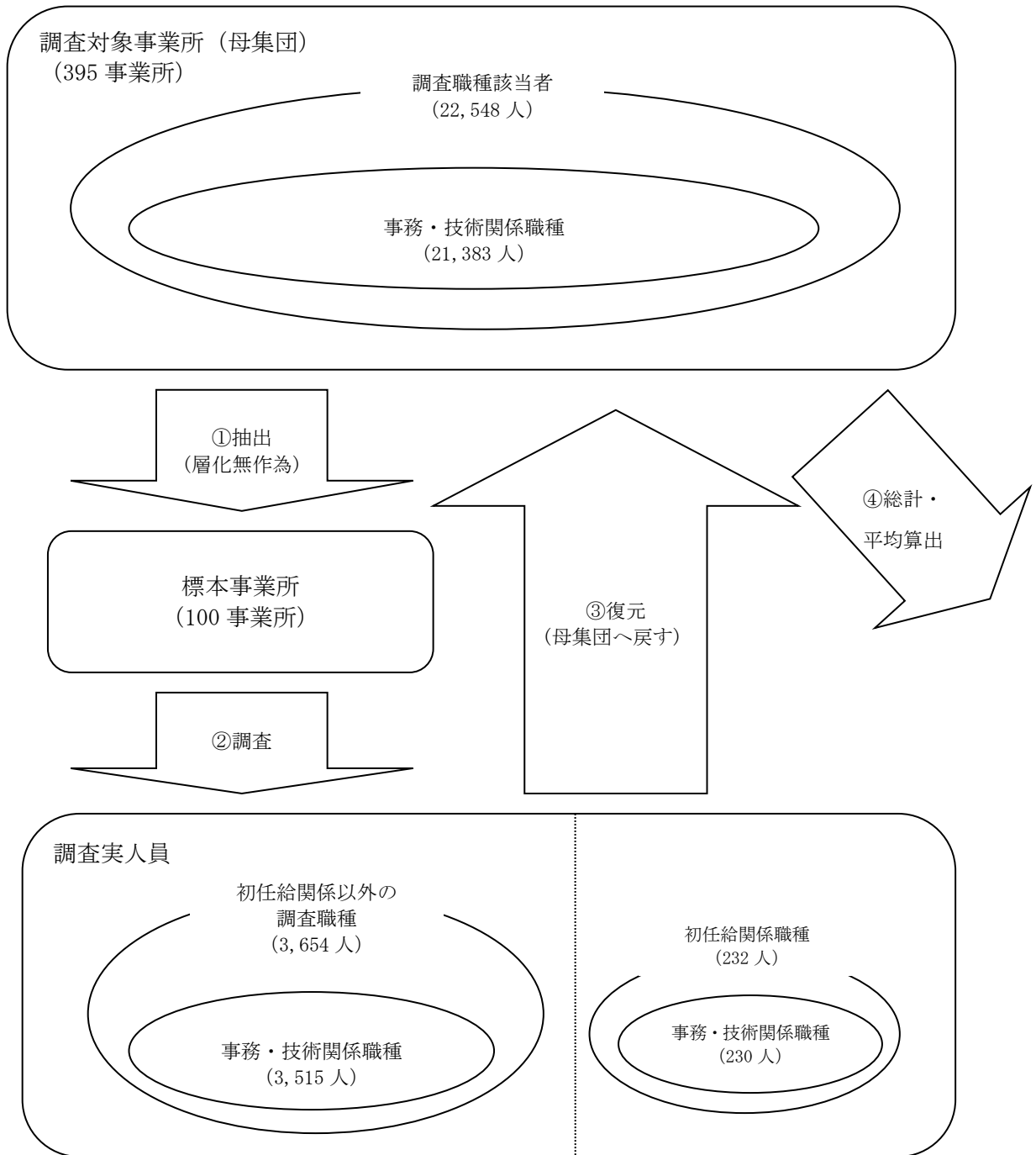
(3) 調査実人員

初任給関係職種232人（事務・技術関係職種の調査実人員230人）、初任給関係職種以外の調査職種3,654人（事務・技術関係職種の調査実人員3,515人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、22,548人であり、このうち事務・技術関係職種は、21,383人である。）

5 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

< 標本の抽出から集計までの流れ >



- ① 調査対象事業所（母集団）から標本事業所を抽出する。
- ② 標本事業所に対して、職種別民間給与実態調査を実施する。
- ③ 調査結果を基に、調査対象事業所（母集団）において推定された調査職種該当人数に対する値に復元する。
- ④ 復元した値を基に、総計及び平均を算出する。

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模					
	規模計	3,000人 以 上	1,000人 ＼ 2,999人	500人 ＼ 999人	100人 ＼ 499人	50人 ＼ 99人
産 業 計	87	21	18	13	26	9
鉱 業、採石業、 砂利採取業、建設業	7	2	1	1	2	1
製 造 業	12	3	3	0	5	1
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	18	1	4	2	8	3
卸 売 業、小 売 業	13	5	4	3	1	0
金 融 業、保 険 業、 不動産業、物品賃貸業	9	5	2	2	0	0
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	28	5	4	5	10	4

(注) 1 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が13事業所あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス業及びサービス業（他に分類されないもの）（宗教及び外国公務に分類されるものを除く）である。

第11表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 規模計

職種名	調査人員	平均年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きま 給 与	ま っ て る				
				給 与 (A)	うち時間外 手当(B)			(A) - (B)
円	円	円	円	円				
事務・技術関係職種	支店長	20	55.0	852,264	0	852,264	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄参照
	大学卒	15	55.0	919,718	0	919,718		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	5	55.1	677,135	0	677,135		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	167	51.8	660,193	2,664	657,529	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	113	51.8	677,114	104	677,010		
	短大卒	23	48.7	621,516	762	620,754		
	高校卒	29	54.0	636,662	683	635,979		
	中学卒	2	53.4	571,992	159,596	412,396		
	技術部長	76	51.1	687,097	9,236	677,861	同上	同上
	大学卒	53	51.0	695,935	6,504	689,431		
	短大卒	15	51.7	635,044	25,217	609,827		
	高校卒	8	50.8	717,557	0	717,557		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	84	51.6	563,183	10,136	553,047	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上	
大学卒	51	50.6	573,078	15,599	557,479			
短大卒	20	51.6	531,224	3,054	528,170			
高校卒	13	55.4	571,546	320	571,226			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	39	51.3	600,555	30,973	569,582	同上	同上	
大学卒	18	50.0	628,056	38,205	589,851			
短大卒	6	51.2	583,919	56,667	527,252			
高校卒	15	52.9	574,726	12,978	561,748			
中学卒	-	-	-	-	-			

(注) 1 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)
 2 時間外手当には、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当、特殊作業手当(実績に応じて支給されるものに限る。)等が含まれる。(以下本表において同じ。)
 3 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表において同じ。)

職種名	調査人員	平均年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きま 支給 与	ま つ て る (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			(A) - (B)
事務・技術関係職種	事務課長	276	49.7	588,383	7,842	580,541	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の 長と同等と認められる 課の長及び課長級専門 職	本表2規模500人以上、 本表3規模100人以上 500人未満及び本 表4規模100人未満の 対応級欄参照
	大学卒	186	49.2	616,513	9,857	606,656		
	短大卒	37	50.6	526,947	3,102	523,845		
	高校卒	50	51.2	526,379	3,719	522,660		
	中学卒	3	50.0	496,439	0	496,439		
	技術課長	200	47.8	596,830	14,630	582,200	同上	同上
	大学卒	141	46.7	615,910	11,644	604,266		
	短大卒	31	49.3	540,557	42,130	498,427		
	高校卒	28	52.2	552,865	72	552,793		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務課長代理	111	46.8	490,517	16,392	474,125	上記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の 役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を 有する者 職能資格等が上記課長代理と 同等と認められる課長代理及 び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	同上
	大学卒	75	44.8	498,237	17,530	480,707		
	短大卒	23	51.2	476,193	18,618	457,575		
	高校卒	13	50.6	471,316	5,361	465,955		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	64	42.9	515,206	53,349	461,857	同上	同上
	大学卒	44	40.6	521,197	45,747	475,450		
	短大卒	15	46.2	486,292	53,640	432,652		
	高校卒	5	51.3	549,935	109,571	440,364		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	161	44.7	477,468	55,027	422,441	係の長及び係 長級専門職	同上
	大学卒	73	42.0	465,225	45,614	419,611		
	短大卒	31	44.6	468,593	62,369	406,224		
	高校卒	56	48.3	497,629	63,688	433,941		
中学卒	*	*	*	*	*			
技術係長	163	43.7	474,598	66,164	408,434	同上	同上	
大学卒	83	39.9	500,865	71,139	429,726			
短大卒	31	47.2	442,512	66,872	375,640			
高校卒	48	47.7	451,664	58,191	393,473			
中学卒	*	*	*	*	*			

(注) 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう。（以下本表において同じ。）

職種名	調査人員	平均年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きま 支給 与	ま っ て る す る (A)				(A) - (B)
				うち時間外 手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事務・技術 関係 職種	事務主任	208	43.8	419,933	44,662	375,271	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄参照
	大学卒	104	39.1	443,819	47,687	396,132		
	短大卒	45	47.9	405,888	42,808	363,080		
	高校卒	53	49.1	390,124	37,736	352,388		
	中学卒	6	45.5	378,687	72,955	305,732		
	技術主任	152	38.5	402,163	78,636	323,527	同上	同上
	大学卒	106	36.1	419,580	89,026	330,554		
	短大卒	21	43.3	363,332	59,295	304,037		
	高校卒	25	44.8	361,824	50,241	311,583		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係員	1,100	38.5	347,168	35,405	311,763		同上
	大学卒	691	35.6	355,391	37,590	317,801		
	短大卒	199	43.1	332,663	26,878	305,785		
	高校卒	201	45.2	332,363	36,316	296,047		
	中学卒	9	38.6	299,208	28,334	270,874		
技術係員	693	35.4	383,755	73,846	309,909		同上	
大学卒	499	34.4	389,536	77,551	311,985			
短大卒	60	37.8	362,299	61,511	300,788			
高校卒	131	38.8	366,540	62,075	304,465			
中学卒	3	47.3	424,805	103,790	321,015			

(注) 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう。（以下本表において同じ。）

2 規模 500 人以上（企業規模 500 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所）

職 種 名	調 査 人 員	平 年 均 齢	令和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			ま っ てる 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
								き ま っ てる 支 給 (A)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	18	54.9	878,839	0	878,839	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)	行 政 職 8 級
	大 学 卒	15	55.0	919,718	0	919,718		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	3	54.3	682,665	0	682,665		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	*	*	*	*	*	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)	同 上
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	120	51.4	689,562	416	689,146	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)	行 政 職 7 級 (行 政 職 8 級 の 一 部)
	大 学 卒	82	51.2	704,411	134	704,277		
短 大 卒	15	47.9	652,050	1,156	650,894			
高 校 卒	22	54.3	660,922	921	660,001			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
技 術 部 長	47	50.4	724,012	1,183	722,829	同 上	同 上	
大 学 卒	38	50.4	720,731	1,288	719,443			
短 大 卒	2	52.1	738,639	3,396	735,243			
高 校 卒	7	49.9	736,347	0	736,347			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 部 次 長	60	51.9	567,261	14,082	553,179	上 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 (部 長 一 課 長 間)	行 政 職 7 級	
大 学 卒	42	51.1	570,281	18,811	551,470			
短 大 卒	6	51.6	518,915	10,122	508,793			
高 校 卒	12	55.0	579,500	316	579,184			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	21	51.0	616,092	1,804	614,288	同 上	同 上	
大 学 卒	9	48.3	666,860	3,033	663,827			
短 大 卒	-	-	-	-	-			
高 校 卒	12	53	578,587	895	577,692			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

職 種 名	調 査 人 員	平 年 均 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			ま っ てる 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
								き 支 給
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長	223	50.1	610,174	8,895	601,279	2係以上又は構成員10人以上の課の長職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職6級
	大 学 卒	167	49.3	626,486	10,508	615,978		
	短 大 卒	24	52.0	561,953	4,114	557,839		
	高 校 卒	31	52.7	555,393	3,270	552,123		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 課 長	146	47.3	620,312	4,627	615,685	同 上	同 上
	大 学 卒	117	46.6	631,562	5,525	626,037		
	短 大 卒	11	48.5	536,329	533	535,796		
	高 校 卒	18	51.9	581,402	115	581,287		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 課 長 代 理	88	47.2	486,427	18,490	467,937	上記課長に事故等のあるときの職務代行者課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者課長に直属し部下4人以上を有する者職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職中間職（課長一係長間）	行政職5級
	大 学 卒	60	45.2	493,456	21,284	472,172		
	短 大 卒	17	52.1	469,980	16,713	453,267		
	高 校 卒	11	51.0	472,987	5,233	467,754		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 課 長 代 理	38	42.7	533,822	44,064	489,758	同 上	同 上
	大 学 卒	30	41.5	540,746	38,426	502,320		
	短 大 卒	4	42.3	476,228	25,194	451,034		
	高 校 卒	4	51.2	539,664	97,338	442,326		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 係 長	100	44.8	495,703	66,909	428,794	係の長及び係長級専門職	行政職4級
	大 学 卒	45	40.2	454,278	53,241	401,037		
	短 大 卒	13	47.7	570,221	107,638	462,583		
	高 校 卒	41	48.8	515,627	69,605	446,022		
中 学 卒	*	*	*	*	*			
技 術 係 長	71	40.7	500,972	72,419	428,553	同 上	同 上	
大 学 卒	48	37.9	518,371	69,647	448,724			
短 大 卒	8	48.2	429,522	59,472	370,050			
高 校 卒	14	46.0	484,485	92,775	391,710			
中 学 卒	*	*	*	*	*			

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				ま っ てる 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	131	44.6	432,454	42,594	389,860	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職3級 （一部は4級）
	大 学 卒	57	39.1	476,469	57,664	418,805		
	短 大 卒	32	48.0	407,430	26,892	380,538		
	高 校 卒	42	49.5	390,493	33,507	356,986		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 主 任	57	34.9	426,698	82,347	344,351	同 上	同 上
	大 学 卒	46	33.9	440,550	84,401	356,149		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	10	39.4	356,318	64,784	291,534		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 係 員	819	38.4	354,613	37,118	317,495		行政職 1級、2級
	大 学 卒	556	35.9	359,286	39,502	319,784		
	短 大 卒	127	42.7	343,899	27,706	316,193		
	高 校 卒	133	45.9	344,892	35,960	308,932		
	中 学 卒	3	37.4	338,325	55,973	282,352		
技 術 係 員	443	36.8	400,743	77,838	322,905		同 上	
大 学 卒	331	36.0	404,839	80,690	324,149			
短 大 卒	24	45.1	414,695	62,671	352,024			
高 校 卒	85	38.0	376,004	68,131	307,873			
中 学 卒	3	47.3	424,805	103,790	321,015			

3 規模 100 人以上 500 人未満（企業規模 100 人以上 500 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所）

職 種 名	調 査 人 員	平 年 均 齢	令和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級		
			ま っ てる 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)				
								き ま っ てる 支 給 与 (A)	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	2	56	670,618	0	670,618	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）	行政職 7 級	
	大 学 卒	-	-	-	-	-			
	短 大 卒	-	-	-	-	-			
	高 校 卒	2	56.0	670,618	0	670,618			
	中 学 卒	-	-	-	-	-			
	工 場 長	-	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	同 上
	大 学 卒	-	-	-	-	-			
	短 大 卒	-	-	-	-	-			
	高 校 卒	-	-	-	-	-			
	中 学 卒	-	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	46	52.8	578,141	8,616	569,525	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	同 上	
	大 学 卒	31	53.6	601,933	20	601,913			
	短 大 卒	8	50.1	562,560	0	562,560			
	高 校 卒	6	52.8	521,697	0	521,697			
	中 学 卒	*	*	*	*	*			
	技 術 部 長	29	52.5	620,137	23,844	596,293	同 上	同 上	
	大 学 卒	15	52.8	628,712	20,646	608,066			
	短 大 卒	13	51.6	615,209	29,395	585,814			
	高 校 卒	*	*	*	*	*			
	中 学 卒	-	-	-	-	-			
	事 務 部 次 長	21	50.3	533,370	25	533,345	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長一課長間）	行政職 6 級	
	大 学 卒	7	46.8	554,194	0	554,194			
	短 大 卒	13	51.1	525,898	0	525,898			
	高 校 卒	*	*	*	*	*			
中 学 卒	-	-	-	-	-				
技 術 部 次 長	18	51.8	580,819	68,024	512,795	同 上	同 上		
大 学 卒	9	51.9	586,370	75,990	510,380				
短 大 卒	6	51.2	583,919	56,667	527,252				
高 校 卒	3	52.4	557,557	66,708	490,849				
中 学 卒	-	-	-	-	-				

職 種 名	調 査 人 員	平 年 均 齢	令和3年4月分平均支給額				備 考	対 応 級
			ま っ てる 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長	45	47.8	483,588	3,489	480,099	2係以上又は構成員10人以上の課の長職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職5級
	大 学 卒	18	47.3	507,569	3,435	504,134		
	短 大 卒	12	47.7	438,754	1,224	437,530		
	高 校 卒	13	48.7	486,578	5,735	480,843		
	中 学 卒	2	46.0	521,033	0	521,033		
	技 術 課 長	54	49.1	534,823	41,044	493,779	同 上	同 上
	大 学 卒	24	47.2	540,195	41,245	498,950		
	短 大 卒	20	49.6	542,335	59,616	482,719		
	高 校 卒	10	52.7	504,299	0	504,299		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 課 長 代 理	23	45.4	505,035	8,945	496,090	上記課長に事故等のあるときの職務代行者課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者課長に直属し部下4人以上を有する者職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職中間職（課長一係長間）	行政職4級
	大 学 卒	15	43.5	516,502	3,187	513,315		
	短 大 卒	6	48.9	492,196	23,523	468,673		
	高 校 卒	2	49.1	463,758	5,937	457,821		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 課 長 代 理	26	43.1	491,545	65,151	426,394	同 上	同 上
	大 学 卒	14	38.9	484,704	59,413	425,291		
	短 大 卒	11	47.4	489,484	62,662	426,822		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 係 長	48	44.6	433,722	37,515	396,207	係の長及び係長級専門職	行政職3級
	大 学 卒	23	44.7	468,474	35,704	432,770		
	短 大 卒	14	41.2	360,147	31,393	328,754		
	高 校 卒	11	48.1	445,586	47,567	398,019		
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 係 長	78	45.8	450,792	58,016	392,776	同 上	同 上	
大 学 卒	32	42.7	472,380	70,142	402,238			
短 大 卒	17	45.3	435,300	65,376	369,924			
高 校 卒	29	49.0	437,904	42,861	395,043			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

職 種 名	調 査 人 員	平 年 均 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			ま っ てる 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
								き ま っ てる 支 給 与
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	62	43.7	398,756	54,686	344,070	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 1級、2級 （一部は3級）
	大 学 卒	34	40.3	403,576	39,736	363,840		
	短 大 卒	13	47.8	402,597	76,757	325,840		
	高 校 卒	9	48.7	385,935	62,689	323,246		
	中 学 卒	6	45.5	378687	72955	305732		
	技 術 主 任	95	40.3	389,865	76,776	313,089	同 上	同 上
	大 学 卒	60	37.5	406,448	91,923	314,525		
	短 大 卒	20	43.6	357,316	55,206	302,110		
	高 校 卒	15	48.8	366,009	39,184	326,825		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 係 員	246	38.9	317,187	28,357	288,830		行政職 1級、2級
	大 学 卒	117	34.6	334,437	27,539	306,898		
	短 大 卒	64	43.7	302,849	23,420	279,429		
	高 校 卒	59	42.9	299,682	36,783	262,899		
	中 学 卒	6	39.5	271772	8949	262823		
技 術 係 員	221	32.0	345,688	65,299	280,389		同 上	
大 学 卒	155	30.1	350,664	69,995	280,669			
短 大 卒	30	29.9	313,439	62,508	250,931			
高 校 卒	36	42.5	349,896	45,365	304,531			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

4 規模 100 人未満（企業規模 50 人以上 100 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所）

職 種 名	調 査 人 員	平 年 均 齢	令和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			ま っ てる 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）	行政職 6 級
大 学 卒	-	-	-	-	-		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	同 上
大 学 卒	-	-	-	-	-		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 長	*	*	*	*	*	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	同 上
大 学 卒	-	-	-	-	-		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	*	*	*	*	*		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 長	-	-	-	-	-	同 上	同 上
大 学 卒	-	-	-	-	-		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	3	55.2	692,960	0	692,960	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長一課長間）	同 上
大 学 卒	2	53.5	701,078	0	701,078		
短 大 卒	*	*	*	*	*		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	-	-	-	-	-	同 上	同 上
大 学 卒	-	-	-	-	-		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 人 員	平 年 均 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			ま っ てる 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
								き ま っ てる 支 給 与
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	15	36.4	391,349	17,692	373,657	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 1級、2級 （一部は3級）
	大 学 卒	13	36.0	389,614	18,134	371,480		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	2	39.5	402,620	14,815	387,805		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 主 任	-	-	-	-	-	同 上	同 上
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 係 員	35	40.2	322,540	31,109	291,431		行政職 1級、2級
	大 学 卒	18	32.1	332,198	24,081	308,117		
短 大 卒	8	48.9	294,530	36,404	258,126			
高 校 卒	9	48.7	328,122	40,458	287,664			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 係 員	29	35.4	338,912	59,503	279,409		同 上	
大 学 卒	13	34.3	343,123	61,662	281,461			
短 大 卒	6	42.2	346,689	48,656	298,033			
高 校 卒	10	32.7	328,771	63,205	265,566			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

その2 公民給与比較の対象外職種

規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	
			きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	-	-	-	-	- 見習、外国語の電話交換手を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	- 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。	
	守衛	-	-	-	-	-	
	用務員	-	-	-	-	-	
教育 関係 職種	大学学長	*	*	*	*	*	
	大学副学長	3	59.5	854,177	0	854,177	
	大学学部長	-	-	-	-	-	
	大学教授	29	55.4	687,171	0	687,171	
	大学准教授	23	45.8	556,415	0	556,415	
	大学講師	9	36.5	511,362	0	511,362	
	大学助教	2	38.0	425,195	0	425,195	
	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	2	63.0	616,855	0	616,855	
高等学校教諭	23	42.7	541,451	15,372	526,079		
研究 関係 職種	研究所長	*	*	*	*	* 構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）	
	研究部（課）長	5	52.3	656,690	572	656,118	2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長
	研究室（係）長	3	49.5	581,433	0	581,433	構成員3人以上の室（係）の長
	主任研究員	15	51.0	563,593	25,368	538,225	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研究員	23	35.6	371,882	32,650	339,232	
	研究補助員	-	-	-	-	-	

第12表 民間における扶養（家族）手当制度の状況

(単位：%)

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		69.6
	配偶者に家族手当を支給する	(76.3)
家族手当制度がない		30.4

(注) 「配偶者に家族手当を支給する」の欄は、「家族手当制度がある」事業所を100とした事業所の割合である。

第13表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

部長級		課長級		係員	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
46.0	54.0	46.6	53.4	54.3	45.7

(注) 冬季賞与の考課査定分の配分状況は、事業所単位で集計した。

3 勞働經濟關係資料

第14表 労働経済指標

項目 年月	① きまって支給する給与 (調査産業計)				② 所定内給与 (調査産業計)			
	全 国		千 葉 県		全 国		千 葉 県	
	(千円)	前年同月 比(%)	(千円)	前年同月 比(%)	(千円)	前年同月 比(%)	(千円)	前年同月 比(%)
令和2年4月	295.7	△ 1.3	275.4	△ 1.7	272.9	△ 0.1	252.9	△ 0.8
5月	287.2	△ 2.6	270.0	△ 1.5	268.6	△ 0.3	251.0	0.5
6月	290.9	△ 2.2	268.5	△ 2.8	272.2	△ 0.1	250.0	△ 1.0
7月	292.7	△ 1.3	268.7	△ 2.8	272.2	0.2	250.3	△ 0.6
8月	291.1	△ 1.6	270.5	△ 1.5	269.9	△ 0.4	250.9	0.2
9月	292.9	△ 1.0	270.2	△ 1.6	271.7	0.0	250.8	0.0
10月	296.3	△ 0.7	271.6	△ 0.9	273.8	0.3	250.8	1.1
11月	294.2	△ 1.2	269.4	△ 2.8	271.1	△ 0.3	248.1	△ 1.5
12月	295.0	△ 0.7	269.1	△ 2.1	271.9	0.1	247.7	△ 1.0
令和3年1月	293.0	0.0	268.2	△ 2.6	270.0	0.4	249.6	△ 1.7
2月	292.8	△ 0.3	265.0	△ 4.3	269.9	0.3	247.1	△ 2.6
3月	297.3	1.1	269.6	△ 0.3	273.7	1.5	251.1	1.0
4月	300.3	1.6	271.1	△ 1.6	275.9	1.1	251.6	△ 0.5
資料出所	厚生労働省、千葉県							

(注) 1 用語の定義は、資料出所によるが、主なものは次のとおりである。

きまって支給する給与 …… 労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。

・所定内給与 …… きまって支給する給与のうち次の所定外給与以外のもの。

・所定外給与 …… 所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

総実労働時間数 …… 次の所定内労働時間数と所定外労働時間数の合計。

・所定内労働時間数 …… 労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数のことである。

・所定外労働時間数 …… 早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。

消費支出 …… いわゆる生活費のことであり、日常の生活を営むに当たり必要な商品やサービスを購入して実際に支払った金額である。

2 金額については、十の位を四捨五入し、千円単位で表示している。

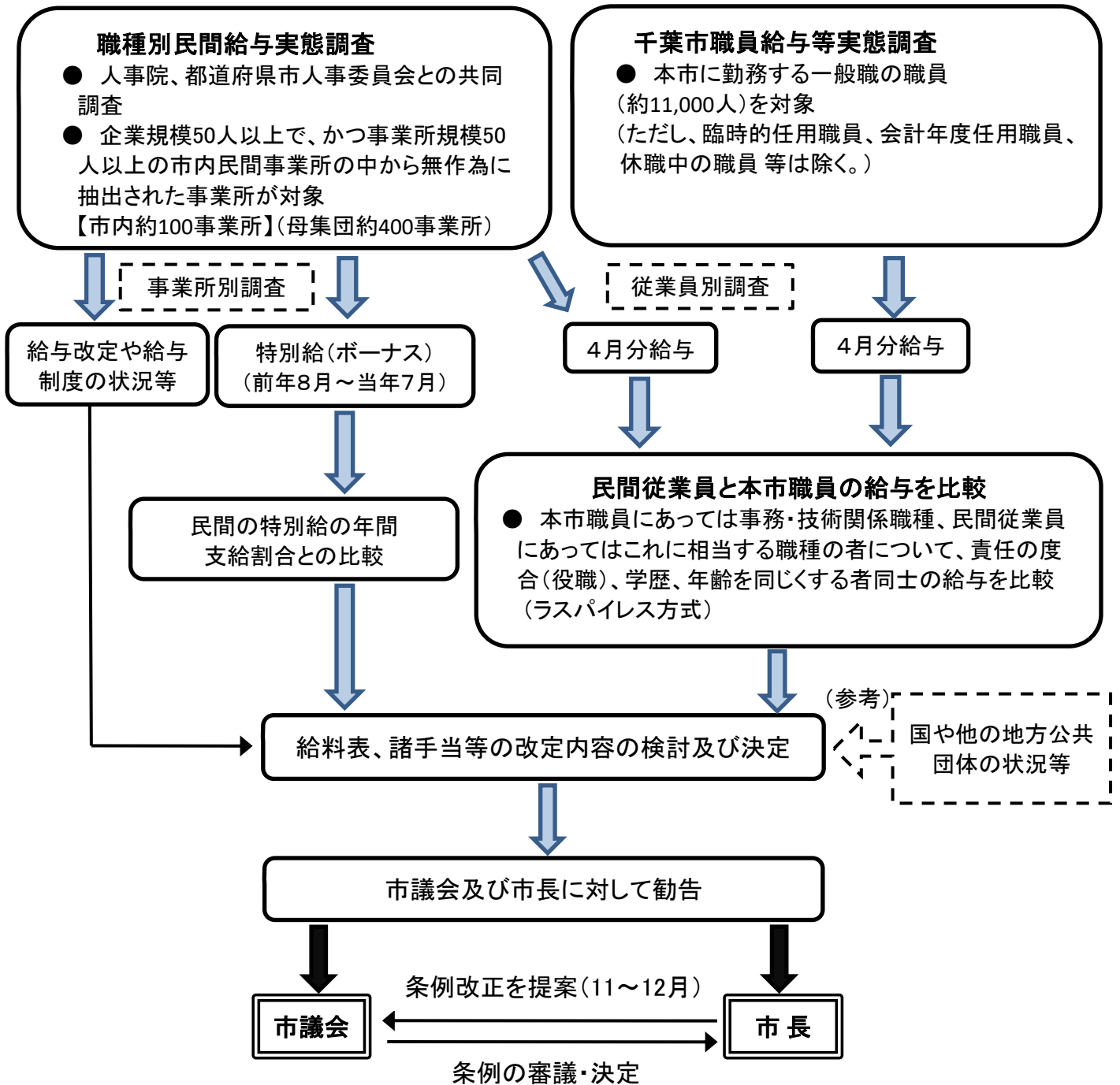
③ 総実労働時間数 (調査産業計)		④ 所定外労働時間数 (調査産業計)		⑤ 消 費 支 出 (二人以上の世帯)				⑥ 消費者物価指数 (総 合)		⑦ 国内企業 物価指数
全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国		千 葉 市		全 国	千 葉 市	
(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	前年同月 比(%)	(千円)	前年同月 比(%)	前年同月 比(%)	前年同月 比(%)	前年同月 比(%)
143.8	136.4	10.5	9.5	267.9	△ 11.0	290.8	△ 6.5	0.1	0.0	△ 2.5
126.9	124.1	8.6	8.0	252.0	△ 16.2	344.9	19.6	0.1	△ 0.1	△ 2.7
141.3	133.8	9.3	8.2	273.7	△ 1.1	296.7	9.7	0.1	0.0	△ 1.6
145.8	135.8	10.3	8.6	266.9	△ 7.3	285.0	4.1	0.3	0.5	△ 1.0
133.7	129.8	9.9	8.9	276.4	△ 6.7	307.9	△ 1.0	0.2	0.4	△ 0.6
140.6	133.6	10.7	9.0	269.9	△ 10.2	282.6	△ 23.0	0.0	0.2	△ 0.8
147.4	137.6	11.3	9.5	283.5	1.4	284.9	8.9	△ 0.4	0.0	△ 2.1
143.4	135.7	11.4	9.8	278.7	0.0	277.6	△ 23.2	△ 0.9	△ 0.7	△ 2.3
142.3	135.0	11.5	9.8	315.0	△ 2.0	311.1	0.2	△ 1.2	△ 0.8	△ 2.0
135.1	126.8	11.0	8.6	267.8	△ 6.8	310.9	△ 3.5	△ 0.6	△ 0.7	△ 1.5
135.4	124.8	11.1	8.5	252.5	△ 7.1	282.5	3.9	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.6
145.1	130.6	12.0	8.9	309.8	6.0	322.5	△ 11.1	△ 0.2	0.0	1.2
150.4	138.0	12.1	9.5	301.0	12.4	417.1	43.4	△ 0.4	△ 0.6	3.9
厚生労働省、千葉県				総務省						日本銀行

- 3 ①、⑥、⑦の「前年同月比」は、平成27年基準の指数（平成27年の平均を100とした指数）による比較である。
4 ②の「前年同月比」のうち、全国の数値は平成27年基準の指数による比較であり、千葉県の数値は実数による比較である。
5 ⑤の「前年同月比」は、実数値による比較である。
6 ①、②、③、④は事業所規模30人以上の数値である。

給与勧告の流れ

千葉市人事委員会では、本市職員と市内民間事業所の従業員の4月分の給与額を調査した上で、これらの精密な比較を行い、本市職員の給与水準を市内民間事業所の従業員の給与水準と均衡させること(民間準拠)を基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、市内民間事業所の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を正確に把握し、民間の年間支給割合に本市職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



<参考>

職員給与と民間給与の比較方法(ラスパイルス方式)

職員給与と民間給与の比較においては、個々の本市職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(a)が、現行の支給総額(b)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、責任の度合(役職段階)、学歴、年齢階層を同じくする者をグループ化してそれぞれ平均給与額を算出し、その結果を本市職員の人員構成で加重平均することによって全体としての市民の給与較差を算出しています。

